HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	同一労働同一賃金の原則:舟橋尚道氏の賃金理論
Author(s)	平石, 修
Citation	北海道大學　經濟學研究, 11(2), 1-66
Issue Date	1961
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31082
Type	departmental bulletin paper
File Information	11(2)_P1-66.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

同一労働同一賃金の原則

——舟橋尚道氏の賃金理論——

平石　修

目　次

はしがき …… 1
I. 舟橋氏の賃金理論の基本視角 …… 3
1. 労働力の性別価値差に関する基本視角 …… 3
2. 賃金形態の発展に関する基本視角 …… 13
II. 舟橋氏の賃金理論の基本構造 …… 23
1. 資本と労働との交換の理論 …… 24
2. 労働力の使用価値の理論 …… 31
3. 労働の価格の法則 …… 39
III. 舟橋氏の賃金理論の展開 …… 46
1. 労働力の売買に関する展開 …… 47
2. 複雑労働に関する展開 …… 55
結　論 …… 64

はしがき

同一労働同一賃金の原則の実現は，わが国の労働運動にとつて，きわめて重要な実践的課題であり，それだけに，この原則を，理論的にどう把握するか，ということは，マルクス経済学の立場に立つわが国の賃金理論家により，かねてからとりあげられてきた問題であった。舟橋氏が，この原則の基礎理論として，労働の価格の法則を提出されるに至ったのも，この問題の解決のためであり，それは，これまでのこの原則に関する論争を，総括し終止符を与えようとされたものであった。だが，この理論は，必らずしもその役割を果さず，この理論をめぐって，いくつかの賛成・反対が示され，論争が

行なわれた。そして，この論争は，決定的な結論を見出せぬまま，現在に至っている。ところで，こういう事情は，舟橋氏の理論について，じゅうぶんな理解が行なわれなかった，ということと，関係があるようであり，当論文は，この欠陥を正し，舟橋氏の理論をあきらかにしてこれに批判を加え基本的な問題点を示そうとするものであり，また，それにより，この原則に関する論争を，正しい軌道にのせようとするものである。そこで，この検討は，3章にわけて行なわれる。まず第1に，舟橋氏の理論が，この原則をどのように理解することによって提出されているか，という，この理論の基本視角の問題，また第2に，舟橋氏の理論が，基本的にどのように構成されているか，という，この理論の基本構造の問題，また第3に，舟橋氏の理論がさらにどのように具体的に展開されているか，という，この理論の展開の問題である。また，本文における叙述の簡潔をはかるため，これまでの論争点は，すべて註で扱う，という方法をとる。これらの検討を通じ，前述の目的は，達成さるであろう。

なお，当論文で扱う諸氏の諸書籍・諸論文はつぎのとおりである。

(A) 舟橋尚道氏，①「労働の価格とその法則」(『経済評論』1954年8月号)，②「賃金の基礎理論についての覚書」(『経済学の諸問題，久留鮫造教授還暦記念論文集』1958年)，③「賃金格差の理論」(『季刊労働法』31号，1959年)，④「労働の価格法則再論」(『経済評論』1959年5月号)。(B) 吉村励氏，①「賃金問題における一論点」(『経済評論』1957年2月号)，②「労働力の価値の階層的構造」(『経済学雑誌』1960年1月号)。(C) 高尾克己氏，①「賃金論における本質と現象」(『労働研究』1958年7月号)，②「"同一労働同一賃金" 論争の問題点」(『労働研究』1959年1月号)，③「賃金格差とその経済理論 (二)」(『労働研究』1959年5月号)。(D) 八町憲一氏，①「貸金論の方法について」(『経済評論』1958年7月号)。(E) 黒川俊雄氏，①「最低賃金制論」(1958年)，②「『労働の価格の法則論』の検討」(『経済評論』1959年2月号)。(F) 岸本英太郎氏，①「賃金論考」(『経済評論』1958年11月号)，②「賃金格差と労働組合」(『月刊労働問題』1959年4月号)，③「労働力の

価値および価格と労働の価格覚書」(『経済論叢』1960年3月号)。(G) 浜川浩氏，①「賃金理論の再検討」(『月刊労働問題』1959年2月号)。(H) 井村喜代子氏，①「賃金格差の分析視角」(『経済評論』1959年11月号)。(I) 山本二三丸氏，①「労賃論の根本問題」(『河西太一郎先生在職三十五年記念論文集』1960年)，②「労働賃銀」(1960年)。(J) 浅野敞氏，「いわゆる『労働の価格の法則』について」(『経済評論』1960年4月号)。(K) カール・マルクス，①「賃労働と資本」(国民文庫)，②「資本論綱要」(大月書店)，③「資本論」第1巻 (青木文庫)，④「資本論」第3巻 (青木文庫)。〔以下引用のさいは番号による〕

I. 舟橋氏の賃金理論の基本視角

同一労働同一賃金の原則とは，資本主義社会において，賃金の労働力の価値以下への引下げが，賃金差別を通じて行なわれている，という現実の中で，同じような労働をしている低い賃金の労働者を高い賃金の労働者にあわせ，それにより労働者階級の賃金水準を全体として高め，賃金の労働力の価値への接近をはかろうとするものである。本章では，舟橋氏が，この原則をこういう意味で把握されているかどうかという，この原則の基礎理論構成の基本視角を問題にする。舟橋氏の，この基本視角は，舟橋氏が，この原則の基礎理論を提出されるに至る，その理由をのべておられる中に，読みとることができる。すなわち，舟橋氏は，この原則に関する過去の理論を批判され，現在正しい理論が提出されていないことを指摘される。また，正しい理論の提出は，労働者階級によるこの原則の実現のために，不可欠のものであることを指摘される。舟橋氏は，この双方において，この原則がブルジョア的原則であるとされるのであるが，ここでこのブルジョア的原則の意味が問題であり，これを，この舟橋氏の指摘に応じて，2節にわけて検討したい。

1. 労働力の性別価値差に関する基本視角

舟橋氏は，同一労働同一賃金の原則は，ブルジョア的原則である，とさ

れている。舟橋氏のこういわれる意味は，まず，この原則の実現された状態が資本主義社会の自由競争段階の抽象理論，いわゆる原理論として，理論化され得るということであり，この理論化が，この原則の基礎理論の構成とされている。そして，舟橋氏は，過去の理論を，この原則の基礎理論の構成に失敗した，という点で，きびしく批判されるのである。そこで本節では，この批判に現われている舟橋氏のこの原則の基本視角を検討したい。

舟橋氏は，つぎのようにいわれる。「このこと〔同一労働同一賃金の原則の発展〕を正しく評価することは，きわめて重要であるにもかかわらず，従来必らずしも明らかにされなかったのは，同一労働同一賃金の基礎理論についての把握が不徹底だったことにも原因があった。そこで最初に同一労働同一賃金の原則にたいする代表的な見解を検討し，その問題点を簡単に指摘しておきたい(1)。」舟橋氏は，この「代表的な見解」として，宮川実氏および上林貞治郎氏の見解をとりあげられる。まず，宮川氏について，つぎのように引用される。「賃金の差は，労働力の質の差異にもとづくのであって，労働の質の差異にもとづくのではない。だから同一労働，同一賃金の原則は，正確にいえば同一労働力，同一賃金の原則であり，別の言葉でいえば労働力の価値に応じた賃金ということである(2)。」舟橋氏は，これをつぎのように批判される。「この見解の根本は，同一労働同一賃金の原則が労働力の価値に応じた賃金だということにあるが，もしそうだとすると資本主義社会の一般的生産様式のもとで婦人労働力，あるいは児童労働力の価値は，成年男子労働力の価値よりも小さいのであるから，たとえば，男女が同一の質量の労働をした場合に同一の賃金を支払われることは絶対にないという結論にならざるを得ない。すなわち，それはかえって同一労働同一賃金を否定する自己矛盾におちいってしまうのである(3)。」舟橋氏は，つぎに上林氏について，つぎのように引用される。「婦人及び少年の差別賃金は……労働力の価値上の相異を，その原因としている。したがって，いわゆる『同一労働・同一賃金』の要求・原則は，かかる資本制賃金制度，労働力の価値法則に対抗してなされる要求

であって，資本制賃金制度の一適用ではない(4)。」舟橋氏は，これをつぎのように批判される。「ここでは同一労働同一賃金の原則が資本主義社会において絶対に実現しえないものであるとして，この原則のもつブルジョワ的性格が全く否定され，それは社会主義社会における分配原則であると積極的に主張されている。そして資本主義社会においてはむしろ同一労働差別賃金が原則だというのである。したがって同一労働同一賃金の要求・闘争は直接価値法則を撤廃することを目的とした政治闘争だということになる(5)。」舟極氏は，このように両氏の見解を批判されたのち，つぎのようにいわれる。「以上にのべたような見解の特徴は，同一労働同一賃金の原則を労働力の価値規定に直接むすびつけて説明していることにあるが，このような理論的傾向は他の論者にも共通に存在するものであった。そのことからも同一労働同一賃金の原則が資本制社会における労賃を規定する法則であり，ブルジョワ的原則であるゆえんが一向に明らかにされなかったばかりでなく，ひいては賃金形態の発展にたいする評価についても『混乱』せざるをえなかったのである。労働力の価値規定の誤った適用は，結局労働力の価値あるいは価格から区別された労働の価格の範疇を正確に理解しなかったことに起因している。同一労働同一賃金の原則は，なにより労働の価格の法則として，明らかにする必要があったのである(6)。」舟極氏は，以下労働の価格の法則についてのべられるが，その内容の詳細と検討とは後章にゆずり，ここと関連する範囲内で問題をとりあげれば，この「労働力の価値あるいは価格から区別された労働の価格の範疇」という言葉の意味である。まず，舟橋氏はつぎのような問題点を指摘される。「労働力の価値あるいは価格が労働の価格に転化したということのなかに単純な商品交換の場合とは異なった一つの実質的な変化があらわられている(7)。」舟橋氏は，こののち種々の論理操作を経て，つぎのような結論に到達される。「かくして労賃は，労働力の価値ではなく使用価値――価値をうむ力能――に比例して決定されることになる。このことこそ，労働力の価値が労働の価格に転化したということの実質的な意味だといわなければならない(8)。」す

なわち，舟橋氏は，こういう意味で，労働の価格を，労働力の価値と区別されるのである。なお，舟橋氏は，労働力の価値と賃金との一致を，社会的総計における一致としては認識されており，こういう意味では，労働の価格を労働力の価値に基礎づける方法を，とられてはいるのである。

舟橋氏は，このように，過去の理論が，同一労働同一賃金の原則の基礎理論を構成し得ず，この原則がブルジョア的原則であることを示すのに失敗したことを，きびしく批判されており，その失敗の根拠を，労働力の性別，成年・未成年別価値差の問題の，原理論的な理論化の失敗に求めておられる。そして，舟橋氏は，この原理論的な理論化を，自ら行なおうとされるのである。ところで，ここで舟橋氏が，過去の理論と同じように認めておられる，労働力の性別，成年・未成年別価値差そのものが，まず問題である（単純化のため以下前者のみに価値差を限定する）。舟橋氏が，労働力の性別価値差に応じ，賃金が差別づけて支払われる，とされる，過去の理論に対する批判は，この性別価値差が，舟橋氏において，過去の理論と同じように，個別的価値差としてではなく，本来の価値差，社会的価値差として，認識されていることを意味する。すなわち，性別労働力市場の成立である。ところで，これが原理論的な理論化の問題である以上，価値がこのような形で成立するものではないことが，指摘されねばならない。他の一般商品において，同じ使用価値の商品には社会的にすべて同一の価値が成立する，それとまったく同じように，労働力も，同じ使用価値の労働力には社会的にすべて同一の価値が成立するのである。労働力は，次章で考察するように，具体的有用労働の差異をこえた市場としての一貫性を持っている，という点で，他の一般商品と異なる点を持つとしても，そのことは，当面の問題と関係はない。労働力の価値が，性別に異なって成立するものではない，ということは明確であろう。ここで，舟橋氏の意図とは異なれ，労働力の性別価値差を意味づけ得るとすれば，それは本来の社会的価値としてではなく，個別的価値としてであろう。そこで，労働力の個別的価値が，性別に異なって意味づけられるかどうか，

が問題である。労働力の価値は，社会的な標準数の労働者家族の標準生活費であり，原理論的な状態では，この生活費を得るために，１名の労働者が働く，という想定がなされている。ここで，労働力の個別的価値が，家族の成員数とか生活内容とかによって，差異を生ずることはたしかである。だが，この各家族の１名の労働者が，成年男子労働者であっても成年女子労働者であっても，そのこと自体は，労働力の個別的価値に差異を生ぜしめないであろう。ふつうこの１名の労働者が成年男子労働者であるという事実は，成年女子労働者も同じ個別的価値を担い得るという論理を，否定するものではないのである。ところでそれでは，原理論的状態ではないとしても，労働力の価値分割，という場合をとりあげ，これを原理論的に考察すればどうか。ここで，ある家族で，成年男子労働者と，成年女子労働者と，２名が労働者になったとすれば，そのおのおのの労働力の個別的価値は，その家族のいままでの労働力の個別的価値の，２分の１に低下するであろう。もちろん，前と同じ１名の労働者を持つ家族は，その労働力の個別的価値を変えないであろう。すなわち，各家族の就業者数に応じ，労働力の個別的価値には，大きな差異を生ずることになる。だが，それにしても，それは各家族の就業者数に応じてであつて，性別に応じてではない。すなわち，舟橋氏が，過去の理論と同じように，労働力の性別価値差を承認された，そのことは，原理論的な考察においては，本来の社会的価値としてはもちろん，個別的価値としても，承認されがたいのである。(9)

それでは，舟橋氏や過去の理論が，同一労働同一賃金の原則の基礎理論の構成にあたり，なぜ，労働力の性別価値差を承認されたのか。ここで，この原則の現実的基礎を考えれば，この原則が要求されるのは，労働力の価値分割が行なわれている過程においてである。まず，この労働力の価値分割そのものが，原理論的状態がみたされない，相対的過剰人口の増大による賃金の労働力の価値以下への引下げ，各労働者家族の生活の悪化，という現実と関連しておこっている，ということが重要である。ただ，各家族の具体的状

況に応じ，その圧力のうけ方は異なっており，ともかく，1名の労働者では生活が困難であり，また2名の労働者をどうにか送ることができる，そういう家族から，分割が行われいく。ここで，資本主義社会の中心的な労働力はつねに成年男子労働力である，ということに着目したい。この成年男子労働力に対し，成年女子労働力が登場し一般化していくにしても，この一般化には，社会的諸事情からくる制約があり，したがって，この成年男子労働力の賃金は，価値分割の進行の中でも，標準数の労働者家族の生活費，という意味を持たねばならず，そのために，資本による価値分割を利用しての賃金切下げにも，限界がおかれざるを得ない。他方，成年女子労働力は，家計補充的意味を持って登場するために，その賃金は必らずしも労働者家族の生活費という意味を持たず，そのために，資本による価値分割を利用しての賃金切下げは，はなはだ容易となる。すなわち，こういう事情を基礎として，資本は，成年男子労働力と成年女子労働力とを差別づけて扱い，現実に，性別に分割された労働力市場が成立するに至るのである。すなわち，労働力の価値分割そのものが，原理論的状態でないことはたしかであるが，それ以上にこの性別労働力市場は，資本により労働力市場が不完全化されたものとして原理論的状態ではないのである。労働力の価値分割は，前述の原理論的な考察は一応正当としても，それ自体はあまり意味を持たず，現実には，ほとんど必然的に，性別労働力市場を生みだすのである。そして，舟橋氏や過去の理論は，こういう労働力の価値分割に基づく現実のために，労働力の性別価値差をいわれていたのであり，だからこれは，労働力の価値分割との関連で把握されねばならない。だが舟橋氏や過去の理論は，この問題の所在に気づかれず，労働力の性別価値差を，そのまま原理論的なものとして把握され，その理論化を問題にされるのである。(10)

舟橋氏や過去の理論が，ここで問題にしているものは，同一労働同一賃金の原則の基礎理論の構成である。ところが，労働力の価値分割が含まれている限り，いかなる原理論的な理論化も，同一労働同一賃金の原則の基礎理

論とは，まったくなんの関係もない，ということが，あきらかにされねばならぬ。それは，労働者階級の要求するこの原則が，労働力の価値分割を含んではいないためである。その要求は，たしかに労働力の価値分割，またこれと関連する相対的過剰人口の増大を現実的基礎としてなされている。だが，その要求は，その現実を承認するためにではなく，その現実に抵抗するためにこそなされている。その要求は，現実の性別労働力市場を前提に，成年女子労働者の賃金を，同じような労働をしている成年男子労働者の賃金にまで，引上げよ，ということである。それにより，労働力の価値分割や相対的過剰人口の圧力によって低められた，本来の労働力の価値と賃金との分離を，くいとめようとするものである。だから，同一労働同一賃金の原則の要求そのものは，原理論的な理論化は不可能であり，ただこの原則の窮極の目標，窮極の実現された状態としては，本来の労働力の価値と賃金とが一致する，原理論的状態をいうことができ，労働力の価値分割は，まったく含まれないのである。この問題は，この原則の要求として，ほかに企業別賃金格差の撤廃や本工・臨時工別賃金格差の撤廃などの問題があり，これに相対的過剰人口との関係で同じ理論を適用して考察すれば，ますますあきらかになるであろう。舟橋氏も過去の理論も，労働者階級の要求するこの原則の意味を正しく理解されず，この原則の実現された状態に労働力の価値分割を含ませようとされたのである。(11)

舟橋氏は，過去の理論を，労働力の性別価値差，すなわち労働力の価値分割を含む，原理論的な理論化を行ない得なかった点で批判され，その原因を，賃金が労働力の価値により直接決定される，とした点に求められ，その直接の決定を，労働力の使用価値の導入により，いわば間接の決定に改めることによって，解決の道を求められる。ところで，舟橋氏は，過去の理論を，労働力の価値分割をとりあげて批判されながら，自己の積極的な理論の展開においては，この労働力の価値分割になにもふれられず，労働力の価値一般をとりあげられるだけである。ここに問題があるが，ただ舟橋氏の理論が，

労働力の価値分割を含ませればどうなるか，という，推定はできるし，ここではそれが必要である。すなわち，労働力の使用価値と賃金との比例性は，他の諸条件を同一とすれば，成年男子労働者と成年女子労働者とが，同じ賃金を受けとる，ということになる。また，社会的総計としての労働力の価値と賃金との一致は，成年男子労働者は自己の性別労働力の価値以下の賃金を，成年女子労働者は自己の価値以上の賃金を受けとる，ということになる。ここで，のちの論点との関係で，各労働者は，労働力の価値を前提に，つねに賃率のみを意識して行動すると仮定されていることを指摘しておきたい。ところで，一般的なものとしての理論的検討はのちにゆずるとしても，労働力の価値分割との関係で，ここでつぎの点が指摘されねばならない。すなわちそれは，性別に成立していたはずの不完全な労働力市場が，労働力の使用価値を媒介にして，完全化・一貫化せしめられていることである。だが，労働力の価値分割を基礎として，性別労働力市場の発生は，ほとんど必然的な性格を持っている。その不完全の完全化は，そもそも意味がないのである。その問題点は，結局，舟橋氏の理論の中に，現われざるを得ない。すなわち，その原理論的な理論化は，それが実現した状態において，労働力を再生産し得ない多くの成年男子労働者を生みだすことになるはずである。ところで，この理論を，同一労働同一賃金の原則との関係でみるとどうか。前述のように，この理論が労働力の価値分割を含むということ自体に，この理論がこの原則と無関係である，ということが，示されている。だが，舟橋氏は，この理論を，この原則の基礎理論として，主張される。そこで，舟橋氏において労働者階級の要求するこの原則の窮極の目標は，成年男子労働者のくえない賃金，ということになるのである。またこの労働力の価値分割の解決のために導入された労働力の使用価値は，価値を生みだすこととされて賃金との比例性が説かれるために，労働力の性別価値差について，ともかく同一賃金の理論を提出し得るとしても，たとえば企業別賃金格差については，生産条件の差のための生みだす価値の差に応ずる賃金差を積極的に承認する理論を提

出しているために，労働者階級の要求するこの原則の窮極の目標が，現在よりもより大なる企業別賃金格差の実現であったりもするであろう。このように，舟橋氏の，労働力の価値分割の基礎理論は，この原則の舟橋氏の理解のまちがいを，かえってあきらかに示すのである。(12)

舟橋氏は，過去の理論を，同一労働同一賃金の原則の基礎理論を労働力の性別価値差を含めて構成するのに失敗した点で批判される。これは結局，舟橋氏が，過去の理論と同じく，労働力の価値分割に基づく不完全な性別労働力市場の成立を原理論的なものとして把握されたことを意味し，また，価値分割を含まないこの原則を価値分割を含むものとして把握されたことを意味している。このまちがいは，舟橋氏の構成されたこの原則の基礎理論に，労働力の価値分割を含めるとき，あきらかにならざるを得ない。すなわち，それは，この原則の実現された状態において，多数のくえない成年男子労働者の存在を承認することになるのであり，またこの解決のために導入された労働力の使用価値は，同じくこの原則の実現された状態において，企業別賃金格差を承認することにもなるのである。この原則は労働力の価値分割に抵抗する労働者階級の要求であって，労働力の価値分割をそれ自体に含むものではなく，舟橋氏のこの原則の基本視角は，ここに明確なまちがいを示すのである。ただ舟橋氏は，自己の理論の積極的な展開においては，労働力の価値一般を問題にするために，この欠陥は明確にならないだけである。ただ次節以下ではこの舟橋氏の展開に応じ，この欠陥を除外して検討を進めるであろう。

註

(1) 舟橋，①，57 頁。
(2) 舟橋，①，57-58 頁。
(3) 舟橋，①，58 頁。
(4) 舟橋，①，58 頁。
(5) 舟橋，①，58 頁。
(6) 舟橋，①，58 頁。

(7) 舟橋, ①, 59頁。

(8) 舟橋, ①, 60頁。

(9) 論争参加者は，これにふれなかった人をべつにすれば，すべてが労働力の性別価値差を承認されており（吉村, ①, 90–91頁。高尾, ①, 5–7頁。八町, ①, 109頁。黒川, ①, 170–176頁。岸本, ①, 134頁。中村, ①, 167頁。山本, ①, 43頁。），したがって，舟橋氏と同じ問題点を持つ。だが，このうち山本氏は，のちにこの見地を変えられ，つぎのようにいわれる。「成年男子とならんで成年女子が労働力＝商品の担い手としてあらわれるときには」「成年男子労働者だけのばあいとくらべると，それら〔労働力の価値〕がちょうど1/2に減少していることがわかる（②, 104–105頁）。」労働力の個別的価値の意味が，ここに正しく指摘されている。

(10) 論争参加者は，労働力の性別価値差を，労働力の価値分割との関連で把握される場合にも，それを現実的な視点ではなく原理論的な視点で把握されており，したがって舟橋氏と同じまちがいがある。前述の労働力の個別的価値を正しく指摘された山本氏も，そこから原理論的な価値成立を説かれるために（②, 106–108頁），問題は同じである。

(11) 黒川氏は，労働力の性別価値差を承認される難点はあるにしても，同一労働同一賃金の原則の賃金上昇という意味は正しく把握されており（①, 182–187頁），井村氏も，不明確ながら，黒川氏とほぼ同じ見地のようである（①, 167, 171頁）。これに対し，最初の岸本氏はこの原則について，黒川氏的な叙述をされているところもあるが，舟橋氏の支持者として，基本的に同じまちがいを含んでいるようである（①, 132–136頁）。また，吉村氏・高尾氏・のちの岸本氏は，後述するような労働力の価値変容による労働力の価値分割を含む原理論的な理論化を，この原則の基礎理論とされており，労働力の価値分割を含む以上，この原則の理解に関し，舟橋氏と同じ問題点を持つ。

(12) 高尾氏は，舟橋氏が，自己の理論の積極的な展開において労働力の性別価値差を解決していないことをきびしく批判され（②, 10頁），また吉村氏とともに，舟橋氏と異なるこの原則の基礎理論を提出されるに至っている。吉村氏は，つぎのようにいわれる。「最も抽象的な規定における労働力の価値は，このようにして資本制生産それ自体の機構によって，労働の質（使用価値の差異及び熟練度の差異）による序列によって配列された各種の労働力群において，同一の質の労働を行なう労働力（……）の価値は同一であるというように変容されるのである（①, 90頁）。」この価値変容について，高尾氏は，つぎのようにいわれる。「同一の質をもった労働力は，かくて，その個別的価値の如何にかかわらず，労働市場において，同一の価格で取扱われねばならない。しかしどの個別的価値がその市場価値を規定するのか。同一の種類の労働の質を持つ，労働者群の中でその個別的価値の最も多いグループの価値が，その役割を荷うことはいう

までもないだろう（①，10頁）。」そして，この説明を，吉村氏は支持されている（②，92–93頁）。また，最初これを批判された岸本氏も，のちこれに同調されている（③，24–25頁）。この舟橋氏に対する批判には疑問があるが，ともかく，舟橋氏と異なる，原理論化は，示されている。だが，それが労働力の性別価値差を前提として行なわれている以上，結局，それが実現された状態において，舟橋氏と同じ問題を持つことになろう。

企業別賃金格差については，八町氏が，舟橋氏の理論の難点を指摘されている（①，108頁）。舟橋氏自身は，自己の理論の展開において，それを否定されてはいるが（③，112–113頁），なぜ否定できるのか，自己の理論との関係では説明されてはいず，また説明できるはずもないのである。

2. 賃金形態の発展に関する基本視角

舟橋氏が，同一労働同一賃金の原則はブルジョア的原則である，といわれるとき，その意味は，前述のように，まず，この原則の基礎理論の構成の問題とかかわつている。ところで，いま一つの意味は，この原則が，資本主義社会の発展とともに発展し，歪曲される場合でも，歪曲部分は労働者階級の闘争により除去し得る，ということである。ここで舟橋氏は，この原則の基礎理論の実践的重要性を指摘されるのであるが，そこで，本節では，ここに現われている舟橋氏のこの原則の基本視角を検討したい。

舟橋氏は，つぎのようにいわれる。「工場内の賃金形態の発展を通じて，この〔同一労働同一賃金の〕原則がしだいに前進をみていることを否定しさるわけにはいかないであろう(1)。」そこで，舟橋氏は，賃金形態の発展について，まず単純出来高給についてふれられ，さらにつぎのようにいわれる。「異種労働においては，事態はこのように簡単ではない。まして資本主義社会の発展にともなつて職種が複雑に分解してくると，異種労働力の使用価値の評価は大きな難問にならざるを得ない。近代的な能率給はいずれもこの問題に直面していたといってよい(2)。」舟橋氏は，ここで，初期の割増制やテーラー・システムにふれられたのち，つぎのようにいわれる。「さらにビドー賃金制になると，異種労働の質量を評価するためのこころみが具体化された。それ

は異種労働間の労働の質量を評価するための共通単位(ビドー単位)を設定したことにあらわれている。第一次大戦前後からあらわれた職階制においては職務評価の技術が採用され，企業全体の個々の労働を評価して労働を格づけする方法が用いられるようになり，労働の質量把握について一歩を進めたことも事実である(3)。」なお舟橋氏は，ここで，つぎのような限定を付されている。「この原則の発展は，工場内の合理的な理性的な分業にかぎられており，全社会的主産においてそれが一般化しているのでないことには注意する必要がある(4)。」ただ，舟橋氏は，このような限定を付されながらも，資本主義社会の発展にともなう同一労働同一賃金の原則の発展の事実的根拠として，この賃金形態の発展を，はなはだ重視されているのである。なお舟橋氏は，この原則の発展について，べつに，つぎのようなマルクスからの引用文による証明も，行なわれている。「相異なる生産諸部面の間の労賃および労働日の，したがつて剰余価値率の均等化は，――それどころか，同一生産部面における相異なる諸投資の間のそれらの均等化でさえ，――種々なる地方的諸障害によって阻止されるとしても，しかもかかる均等化は資本制生産が進歩し，あらゆる経済的諸関係がこの生産様式に従属するにつれて，ますます自己を貫徹する。……かかる摩擦は，資本制生産の一般的研究のためには，偶然的で非本質的なものとして等閑に付すべきである(5)。」ところで，舟橋氏は，他方，この原則の，搾取法則との関連を強調される。舟橋氏がここで搾取法則といわれるのは，つぎのような意味のものである。「資本制生産過程の推進的運機および規定的目的は，できるだけ大きな資本の自己増殖，すなわち，できるだけ大きな資本の剰余価値生産であり，かくして資本家による労働力のできるだけ大きな搾取である(6)。」舟橋氏は，この文章に続けて，つぎのようにいわれる。「したがって，労働の価格を支配する同一労働同一賃金の原則は，このような資本制生産過程の推進的動機により根本的に規定され，それに従属せざるを得ない。それゆえ同一労働同一賃金原則は搾取法則と不可分の形で，あるいは搾取法則のなかで展開される。それは工場内の労働を組織し，

秩序だてることが，剰余価値の増大にとっては不可欠の条件であることにもとづいているのである。たとえばビドー割増制のねらいは，同一の質と量の労働を行ないながらも，労働者の賃金にデコボコがあらわれることによって生まれてきた労働者の不平不満を解決して剰余価値の搾取を強めることにあり，また職階制も差別賃金の是正を名目とすることを通じて，企業の全体的な労働強化体制をうちたてようとするものにほかならなかった。[7]」舟橋氏は，さらに，この原則が，搾取法則との結合のために，実現されなくなる事情を指摘される。「資本は労働力の需給関係による市場価格の決定法則をたくみに利用し，たとえば供給が多くしかも抵抗の弱い女子，あるいは年少労働者の賃金や，臨時工の賃金などをとくにひき下げる。そればかりでなく，労働者の抵抗がないとみてとるや，工場内の同一労働同一賃金の原則さえ，不合理なものにねじまげるのをあえて辞さないのである。たとえば同一労働同一賃金のもとに採用される職階制においてさえ，恣意的な職務評価を通じてかえって差別賃金を一般化させるにいたる。……ましてや混乱のままにおかれる全社会的生産においては，極端な差別賃金をもたらすことになる。大企業と中小企業との賃金格差の拡大，したがって同一労働同一賃金の原則の破壊などが生ぜざるを得ないゆえんである。[8]」ところで，舟橋氏は，ここで，労働組合運動について，つぎのようにいわれる。「以上にのべた搾取法則との関連のなかに，現在なお労働組合が同一労働同一賃金の原則を切実な要求としてかかげねばならない根拠が存在している。そしてこのことは，労働組合の闘争を媒介としてのみ同一労働同一賃金の法則がつらぬかれるものであることを示している。[9]」「しかし労働組合の闘争は，ブルジョワ的原則である同一労働同一賃金の原則の貫徹を阻害している具体的条件はなにか，と問題をたてることによってのみ，はじめて正しく展開することができる。[10]」労働組合がこの問題を正しくたて得るためには，この原則の原理論としての理論化が正しく示されねばならず，そこで舟橋氏は，労働の価格の法則により，それを行なわれているのである。

舟橋氏は，同一労働同一賃金の原則が，資本主義社会の発展とともに発展するとされている。だが，この事実が，基本的に認められているかどうかがまず問題である。ここで，マルクスの引用文からその検討を始めれば，その敍述は，たしかに，資本主義社会の発展とともに，この原則が発展するということを，示しているようにみえる。ところで，ここで注意すべきは，この敍述は，資本主義社会の自由競争段階の上昇期にあてはまる，ということである。すなわち，この時期には，自由競争の諸障害は除去されて行き，また相対的過剰人口も好況期には吸収され不況期には排出される，という事情があるために，同じような労働に対する賃金差別は除去されて行き，労働力の価値と賃金とは平均的に一致する，と基本的に想定することができるのである。ここでは，資本家間の位置は対等であり，また，労働者は成年男子労働者である，と想定できるであろう。こういう原理論的な理論化が可能な時期の限定において，たしかに，資本主義社会の発展はこの原則の発展をもたらすであろう。まただからこそ，こういう時期の限定において，この原則はとくに問題とはされないのである。だが，やがて事情は変わってくる。すなわち，資本主義社会の発展は，不可避的に資本集中の発展を生み，資本家間の分裂を生み，また相対的過剰人口を累積的に増大させ，家族内就業者数を増大させて行く，こういう自由競争段階から独占段階への移行がおこる。そして，この移行にともない，相対的過剰人口や労働力の価値分割を基礎とした，賃金の労働力の価値以下での支払い，またこれに対応し，舟橋氏のいわれるような，労働力の需要供給関係をたくみに利用しての，同じような労働に対しての差別づけられた賃金の支払いを，資本家が行なうに至るのであり，また行なう条件が与えられてもいるのである。こんどは，資本主義社会の発展とともに，この原則の発展がおさえられる，ということが，基本的関係となる。だからこそ，この独占段階において，この原則が，労働者階級により強く要求されることにもなるのである。そしてマルクスの引用文は，この独占段階について，なにもふれてはいないのであり，したがって，この引

用文は，独占段階におけるこの原則の発展を，示すものとはならないのである。(11)

舟橋氏が，資本主義社会の発展にともなう同一労働同一賃金の原則の発展として，もっとも重視されるものは，賃金形態の発展である。そして，この賃金形態の発展が著しくなるのは，独占段階においてであり，前述のマルクスの引用文と異なり，すぐれてこの原則にかかわる時期である。そこで，この賃金形態の発展を，この原則の発展といえるかどうか，ということである。ところで，賃金形態とは，工場内のものであり，この原則の発展を，工場内という点でとらえることが，まず問題である。前述のように，この独占段階において，相対的過剰人口や労働力の価値分割を基礎として，賃金の労働力の価値以下での支払いや賃金の差別づけを，資本家が行なう条件が与えられておりまた行なうに至る，それはすぐれて社会的なものである。そして，工場内のものはこの社会的なものを基礎とし，その反映なのである。社会的にこの原則が発展すれば，工場内にもこの原則の発展は現われる，そういう意味でなら，この原則の発展を，工場内のものから把握することができる。だが，舟橋氏は，社会的にこの原則が発展しない，独占段階の状況を認識され，全社会的にそれが一般化しているのでない，と指摘されながら，なお，工場内のこの原則の発展を承認される。もちろん，工場内の労働組合の運動は工場内のこの原則の発展に有効ではあるが，それにしてもそれは，社会的な賃金差別を前提として，それをある程度修正し得る，というだけである。舟橋氏が，工場内のもののみに着目されるのは，まちがっている，といわねばならぬ。つぎに，この工場内の同一労働同一賃金の原則の発展として，舟橋氏がとりあげられている賃金形態の発展が，問題である。賃金形態の発展が，この原則の発展であるためには，この賃金形態の発展にともない，工場内として同じような労働に対し，低い賃金のものが高い賃金のものまで高められ平均的な賃金が高められる，という関係が指摘されねばならぬ。だが，賃金形態の発展は，必ずしもそのような事実を意味せず，またそのようなことを

目的としてなされているのでもない。舟橋氏は，賃金形態の発展において，労働の質量の評価技術の発展を重視されており，そのこと自体は正当である。だが，賃金形態とは，本来，賃金支払形態を意味するだけであるが，現実には，それは，労務管理の中核をなし，生産過程を基礎とし，労資の力関係によってきめられる能率強化策となっている。その労働の質量の評価技術の発展も，この能率強化策のためにこそなされている。だから，その労働の質量の評価技術の発展は，必らずしも労働の質量の正しい評価を意味せず，その具体的な使用は，生産体制の上位のものを高く，下位のものを低く評価することであったり，またたとえ労働の質量の正しい評価がなされたとしても，賃率が，前に高かったものを低く，低かったものを高くする，たんなる平均化であったりする。舟橋氏自身が指摘されるように，「差別賃金の是正を名目とすることを通じて，企業の全体的な労働強化体制をうちたてようとするもの」である。賃金形態の発展が，この原則の発展を含む場合があり得るにしても，それが本質的にそうなのではない。そして，舟橋氏が，社会的なものと無関係に工場内のものにこの原則の発展を求められるまちがいは，結局，こういう形で現われざるを得ないのである。(12)

舟橋氏は，このように，マルクスの資本主義社会の自由競段階における文章を独占段階にあてはめて同一労働同一賃金の原則の発展をみる，という点でまちがわれ，また，賃金形態の発展にこの原則の発展をみる，という点でまちがわれた。ただこのまちがいもたんなるまちがいではなく，舟橋氏の論理の一貫性は保持されている。ここで，舟橋氏が，この原則の発展として，労働者階級の闘争を，どうとりあげられているかが問題である。舟橋氏は，この原則はブルジョア的原則であり，現実には搾取法則との結合のため歪曲されるとしても，労働者階級の闘争により，この歪曲部分は除去し得るとされている。ここで，ブルジョア的原則とは，舟橋氏における同一労働同一賃金の原則の基礎理論，労働力の価値と賃金との社会的総計としての一致を前提とする，労働力の使用価値と賃金との比例性である。ここでは，本来

のこの原則との関係で，労働力の価値と賃金との一致，という前提をとりあげよう。そして，この舟橋氏の指摘が正しいとすれば，独占段階でも労働力の価値が実現可能であり，したがって，自由競争段階における文章を，独占段階にあてはめることができる。また，工場内のものにこの原則の発展を求め得る，一論拠ともなるであろう。ところで，このブルジョア的原則に対し，舟橋氏がここでいわれる搾取法則とは，資本家の剰余価値の無限追求欲一般を意味しているようであり，ここではこれを，前述のブルジョア的原則の解釈との関連で，資本家の，賃金の労働力の価値以下への引下欲，としておこう。舟橋氏は，こうして，ブルジョア的原則と搾取法則とを，対立させられるのである。だが，こういう理論のたて方はまちがっている。たとえば，舟橋氏が依存されるマルクスにしても，「資本論」で，この資本家の剰余価値の無限追求欲を前提としながらも，労働力の価値と賃金との一致を基礎に，理論を展開している。舟橋氏によれば，これは搾取法則が追放され，ブルジョア的原則が実現されている，ということになろう。だが，これはそういうことではなく，労働力の需給均衡のもとに，労働力の価値法則が，こういう形で現われている，ということである。また，マルクスが「資本論」で，賃金の労働力価値以下への低下をのべるのは，資本の有機的構成の高度化と関連する相対的過剰人口の生産においてである。舟橋氏によれば，この賃金の労働力の価値以下への低下部分は，搾取法則によるブルジョア的原則の歪曲によって生じたものであり，労働者階級の闘争によって除去され得る部分ということになろう。だが，これもそういうことではなく，労働力の供給の相対的過剰，またそれに対応する労働者階級の弱化によって，労働力の価値法則が，こういう形で現われている，ということである。労働者階級の闘争は，賃金の労働力の価値以下への低下を，ある程度くいとめ得るとしても，この労働力の供給の相対的過剰ということ自体が，この闘争を強くさせ得ない客観的条件となっているのである。すなわち，舟橋氏におけるブルジョア的原則と搾取法則との対決，前者の重視は，労働力の価値法則の意味を

正しく理解されず，その社会性を離れて機械的に理解されたところにある，といえるであろう。しかも，この労働力の価値が前提とされているだけにことは重要であり，舟橋氏は，この労働力の価値法則のまちがった機械的な理解のために，たんに前提として，労働力の価値を，独占段階でも実現可能，とされ得たのである。さらにここでも，舟橋氏の同一労働同一賃金の原則の理解のまちがいが，指摘されねばならぬであろう。それは，労働者階級のこの原則の要求は，労働力の価値実現を窮極の目標とするものであり，労働力の価値実現を前提とする問題ではない，ということ，また，この原則の窮極の目標は，この原則の要求そのものではなく，まさにその労働力の価値に近づくためにこそ，この原則の要求が，手段として行なわれているということである。(13)

舟橋氏は，資本主義社会の発展とともに同一労働同一賃金の原則が発展する，とされるとき，この社会的なものと無関係な労働力の価値の実現可能を前提に，賃金形態の発展に着目されているのである。舟橋氏のこの原則の理解において，労働力の価値の実現可能を前提にする限り，問題は，労働力の使用価値と賃金との比例性，賃率均衡化にすぎなくなる。ただ，この労働力の使用価値が，生みだされた価値とされている以上，この賃率均衡化のためには，生みだされた価値が客観的に評価可能であることが，不可欠の条件となる。ところで，舟橋氏において，賃金形態の発展は，労働の質量の評価技術の発展，とされている。この労働の質量の評価技術の発展は，労働力の使用価値を価値を生みだすこととされる舟橋氏にあって，容易に，生みだされた価値の評価技術の発展に，重ねられ得る。だからこそ，舟橋氏にあって，賃金形態の発展は，賃率均衡化の発展であり，同一労働同一賃金の原則の発展である。もちろんここでも前述の搾取法則とブルジョア的原則との対立が存在する。だが，労働力の価値の実現可能が前提され，また賃金形態においてその能率強化策と無関係に賃率均衡化がとりあげられている以上，本質的な問題は生じない。だから搾取法則が賃率不均衡化という形で作用して

も，労働者階級の闘争によるその均衡化への作用は容易であろう。したがって，舟橋氏の論理は，労働力の価値の実現可能を前提に，一貫性を保持したものとなってはいるのである。ただ，前述のように，本来のこの原則の立場からみて，問題にさるべきは，実現されていない労働力の価値であり，それに近づくための手段である。だからこそ，ここで問題にさるべきは，賃率均衡化ではなく，賃金上昇なのである。舟橋氏は，前提である労働力の価値の実現可能に難点を認められず，むしろ，賃率均衡化に難点を認められる。これは，舟橋氏のこの原則の基礎理論が，労働力の価値を前提に，労働者の意識を賃率均衡化に向ける，という形に構成されている，ということとも対応するものであろう。これは，舟橋氏の理論が，たんに本来のこの原則の意味をまちがい，したがってこの原則の実現のためには無効である，という以上のまちがいを示している。すなわち，舟橋氏の理論は，労働力の価値の実現されていない現実において労働力の価値を没却し，労働者階級の闘争を，労働力の使用価値の評価，それによる賃率均衡化の闘争にむけさしめ，これをもって同一労働同一賃金の原則の実現とみるそういうおそれを多分に含むものとなっているのである。それは，社会的な差別賃金を承認されながら，賃金形態の発展にこの原則の発展をみられた，舟橋氏自身に，すでに示されている，といえるのであろう。(14)

舟橋氏は，資本主義社会の独占段階に同一労働同一賃金の原則の発展をみておられ，賃金形態の発展にこの原則の発展をみておられる。だが，この原則は独占段階で発展せず，賃金形態の発展はこの原則の発展ではない。この原則の発展のためには，労働力の価値の実現の発展が基本的に想定されねばならず，そのような事情がないのである。ただ舟橋氏は，労働力の価値の実現可能を前提に，賃金形態の発展における賃率均衡化の発展を，この原則の発展とされており，だからこそ，この原則の発展をいわれるのである。だが，労働力の価値の実現可能の認識は，労働力の価値法則を無視している，という点でまちがっており，またこの原則は，労働力の価値の実現可能を前

提とする賃率均衡化の問題ではない。この原則は，舟橋氏が前提される労働力の価値を窮極の目標とし，それは近づくための手段としての労働者階級の要求なのである。舟橋氏のこの原則の基本視角は，労働力の価値の実現可能を前提されることによって実質的にこの原則の本質的問題を没却し，労働者階級の要求をこの原則と無関係な賃率均衡化にむけるものとして，まちがっているといわねばならぬ。

註

(1) 舟橋，①，57頁。
(2) 舟橋，①，62頁。
(3) 舟橋，①，62頁。
(4) 舟橋，①，62頁。
(5) 舟橋，②，321頁〔マルクス，④，219頁〕。
(6) 舟橋，①，63頁。
(7) 舟橋，①，63頁。
(8) 舟橋，①，64頁。
(9) 舟橋，①，64頁。
(10) 舟橋，①，64頁。
(11) 黒川氏は，独占段階における差別賃金の発展，またそれに対応する労働者階級の同一労働同一賃金の原則の要求の発展を明確に指摘されており（①，177–198頁）。また，井村氏もほぼ同じ見地を示されている（①，167，171頁）。ただ両氏とも，舟橋氏の論理の問題点には着目されていない。
(12) 黒川氏は，賃金形態の発展が同一労働同一賃金の原則の発展ではないことを，賃率均衡化の例で，指摘されている（①，185–187頁）。ただこれも，舟橋氏に対する批判とは無関係になされている。
(13) 論争参加者は，舟橋氏の理論の前提，労働力の価値の実現可能，という問題を，まったく認識されていないが，これと関連する問題は多い。浜川氏は，同一労働同一賃金の原則を，具体的有用労働に関してではあるが，賃率均衡化の問題とされており（①，58頁），また最初の岸本氏も同じである（②，15頁）。この両氏は，結局労働力の価値の実現可能を前提とする賃率均衡化として，この原則をとらえられているのであり，したがって，舟橋氏にもっとも近く，舟橋氏に対するのと同じ批判があてはまる。後述の労働力の価値変容をとりあげられた吉村氏・高尾氏・のちの岸本氏は，この原則についても共通の理解を示されており，たとえば，吉村氏は，つぎのようにいわれる。「労働の質による序列によって配列された各種の労働力群において，同一の質の

労働を遂行する労働力の価値は同一であるという形態であらわれるというこの実在的な同一労働力，同一賃金法則の貫徹を，賃金＝労働力の価格という日常的思惟形態において要求したものが，『同一労働・同一賃金』の要求であった（①，92頁）。」（高尾，②，11頁。岸本，③，26頁。）前述の労働力の価値分割の問題をべつとし，ここで労働力の価値の実現可能について，舟橋氏を吉村氏らと比較すると，前者の前提が，後者の目的とされており，その限り後者の方が正しいとはいえるが，それ以外は労働力の価値の実現可能，またこの原則の理解について，両者の同じまちがいが，指摘されねばならない。また，山本氏は，労働者階級が同一労働同一賃金の原則を要求するのはまちがいであり，労働力の価値を要求すべきである，とされている（①，42–46頁）。労働者階級の要求としては，山本氏は吉村氏らと同じであり同じ問題を持つが，ここでは山本氏のこの原則の理解が問題であり，この原則を労働力の価値とまったく切断されている点が，批判さるべきであろう。なお，前述のように，黒川氏・井村氏は，理論的難点はあるにしても，この原則を正しく理解されているようである。

(14) 黒川氏は，後述のように，舟橋氏の理論をまちがって把握されており，それを前提としてではあるが，舟橋氏の理論の実践的問題点は，正しく把握されており，つぎのようにいわれる。「『労働力の価値と労働の価格の分離』という『資本主義社会の事実』（……）に立脚して，賃金の本質から離れた技術的な評価基準に対する根拠を与え，労働力の価値と関連する賃金水準を無視して合理的な賃金格差を決定する可能性を，意識するとせざるとにかかわらず，認める結果になっている（②，138頁）。」舟橋氏は，これに対し反批判されてはいるが（④，122頁），労働力の価値の実現可能という問題がとりあげられていない以上，この反批判は有効ではない。

II. 舟橋氏の賃金理論の基本構造

舟橋氏の，同一労働同一賃金の原則の基礎理論の基本視角は，前章の考察のようにまちがっており，それだけに，この基礎理論は，この原則のためのものとしては，意味を持たない。だが，そのことは，この基礎理論そのもののまちがいを意味するものではなく，また，舟橋氏の認識をよりあきらかにするためにも，この基礎理論について，考察が行なわれなければならない。本章では，舟橋氏のこの原則の基礎理論の，基本構造を問題にする。舟橋氏は，この論理を，労働力の価値の労働の価格への転化における，実質的変化を指摘されるところから，始められる。舟橋氏は，この実質的変化の基礎として，資本家的生産の特殊性をとりあげられ，これから，資本と労働との交

換の特殊性を導かれる。また，この交換の特殊性から，さらに，労働力の使用価値の特殊性を導かれる。舟橋氏は，このような論理過程を経て，労働力の価値を基礎に，この労働力の使用価値の特殊性を論理の媒介項として，賃金と労働力の使用価値とが比例する，とする，労働の価格の法則を提出されるのである。そして，これが，舟橋氏の労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の理論でもある。そこで，この同一労働同一賃金の原則の基礎理論，労働の価格の法則の基本構造を，ここで，舟橋氏の論理過程に応じて，3節にわけて検討したい。

1. 資本と労働との交換の理論

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の基礎として，資本家的生産の特殊性をとりあげられ，これから，資本と労働との交換の特殊性を導かれ，また，この交換の特殊性から，さらに，労働力の使用価値の特殊性を導かれる。舟橋氏の，労働の価格の法則は，この論理過程を前提に提出されており，本節では，この論理過程を検討したい。

舟橋氏は，資本家的生産の特殊性について，つぎのようにのべられる。「資本家的生産のもとで労働者の行なう労働は，労働者の個人的活動であるにちがいないが，それはたんに私的な労働ではない。……労働はここでは資本家によって購買された労働力の機能に，したがって資本そのものの一機能になる。すなわち労働者自身にとっては私的な労働でなくなるかわりに，いわば資本家自身の私的な労働になるのである。」(1) 舟橋氏は，この資本家的生産の特殊性が，資本と労働との交換の特殊性をもたらす，とされ，この交換の特殊性としてマルクスの「資本論綱要」からつぎのように引用される。「もしわれわれが資本と労働との間の交換を観察する場合，われわれはそれが二つの単に形式的でない質的に異なった，そしてそれ自身対立した過程にわかれることを発見するのであろう。(1) 労働者は彼の商品すなわち労働・他の諸商品と同様に価格をもっている使用価値を，交換価値の一定額，すなわち資

本が労働者に支払う貨幣の一定額と交換する。(2) 資本家は，価値を生む活動性としての，また生産的な労働としての労働それ自身を交換入手する。すなわち資本家は資本を維持し，幾倍にもし，そしてそれによって生産力に，また資本の再生産の力に，すなわち資本自身に属する力になる交換価値を交換入手する[(2)]。」舟橋氏は，この引用ののち，つぎのようにいわれる。「単純な商品交換においては，このような2重の過程はおこらない。これに反し資本と労働との交換において，第1の過程は一般の商品交換において行なわれている過程であるが，第2の過程は，普通の交換とは質的に異なった過程なのである[(3)]。」すなわち，舟橋氏は，資本と労働との交換の特殊性として，この交換の第2の過程の特殊性を強調される。ところで，この第2の過程の特殊性の意味である。舟橋氏は，これについてつぎのようにいわれる。「他の商品の場合は，使用価値はそれぞれ主観的に恣意的にしか評価されないから，そこにはなんらの通約性もない。しかし労働力の場合には，その使用価値は一様な価値をうむのであり，したがって使用価値自体が価値をうむ力能として評価可能なものになる[(4)]。」すなわち，舟橋氏において，資本と労働との交換の特殊性は，この労働力の使用価値の他の一般商品の使用価値に対する特殊性である。そして，この労働力の使用価値の特殊性が，労働の価格の法則の論理の媒介項とされているのである。

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の基礎として，資本家的生産の特殊性をとりあげられた理由について，べつに説明してはおられない。だが，資本家的生産の特殊性から，資本と労働との交換の特殊性が導かれ，それがこの実質的変化の説明の前提とされているところからみて，それは，舟橋氏が，労働力の価値の労働の価格への転化と資本と労働との交換とが，労働力の売買を基礎とする同じ事実に対して与えられた二つの異なる名称である，という認識を，持たれていたためのようである。ただ，同じ事実に対して与えられた名称であるにしても，その意味に相異はあり，そこで問題を生ずるが，それはのちの論点となる。ここでは，労働力

の価値の労働の価格への転化が，資本家的生産や資本と労働との交換と関連づけられている理由を，一応指示するにとどめ，資本家的生産の特殊性に始まる，以下の舟橋氏の論理程過を問題にする。(5)

そこで，まず資本家的生産の特殊性が問題であり，ここで舟橋氏が指摘されるように，資本家的生産において，労働者の行なう労働は，資本家自身の私的な労働になっており，これはたしかに，資本家的生産の特殊性といい得る。ただ，ここで舟橋氏の意図されるものは，つぎの資本と労働との交換の特殊性の指摘との関連でみると，この資本家的生産の特殊性は，資本家的生産における労働力の，他の一般商品に対する特殊性，それを基礎として規定されたものでなければならぬ。そうとすれば，舟橋氏の，こういう資本家的生産の特殊性の指摘には，疑問がある。すなわち，労働力も，他の一般商品も，資本家が購入することによって，その使用価値は資本家のものとなるのであり，労働力の使用価値たる労働が，資本家の労働となるのは，他の一般商品と，なにも区別されるところがないのである。だから，この点に関しては，舟橋氏は，労働力の特殊性ではなく，同質性を指摘されているにとどまるのである。ここで労働力の特殊性を求めるとすれば，労働力の所有者たる労働者と労働力とが現実に分離できない，ということである。労働力の使用価値を発揮するものは，労働者自身だ，ということである。すなわち，資本家が労働力を購入することによって，労働力の使用価値は資本家のものとなるにしても，その使用価値は，そのままでは資本家のもとに手わたされてはいないのであり，労働者が自ら労働を行ない，それにより商品が生産されるという労働者自身の行動を通じてでなければ，手わたされたことにはならないのである。これはたしかに他の一般商品と区別される点であり，資本家的生産の特殊性は，舟橋氏のような労働力の同質性を基礎としてではなく，この特殊性を基礎としてこそ規定されるべきだったのである。ところで，この労働力の特殊性の無視は，いま一つの労働力の特殊性の無視につらなる。それは，労働力が生産過程において自己の価値以上の価値を生産する，という意味

での，他の一般商品と区別される労働力の特殊性であり，この特殊性は，労働者が労働力販売後自ら労働する，という特殊性を前提として，はじめて意味づけられ得るためである。そして，この点に着目すれば，資本家的生産の特殊性は，剰余価値の生産である，と規定できるであろう。だが，もちろんこれは，舟橋氏のあやまった労働力の特殊性の認識のために，舟橋氏の視野から追放されているのである。(6)

舟橋氏は，資本家的生産の特殊性が，資本と労働との交換の特殊性をもたらす，とされる。だが，その理由については，べつに説明しておられない。それで，これを考えよう。ここで，舟橋氏が前に引用された文章で，マルクスが，資本と労働との交換が，「二つの単に形式的でない質的に異なった，そしてそれ自身対立した過程にわかれる」とのべている，その意味が問題である。これについて，この引用された文章のあとに，つぎのような文章のあることを指摘したい。「第２の過程は交換とは正反対のものであり，本質的にはべつの範疇のものである。(7)」ここで意味されているのは，資本と労働との交換の第１の過程は労働力の売買の過程であり，第２の過程は労働力の使用価値の実現の過程である，ということ，だから第２の過程は交換ではない，ということである。すなわち，この第２の過程は，資本家的生産の過程，といいかえることもできるであろう。舟橋氏は，資本と労働との交換の特殊性として，第２の過程の特殊性を強調されており，だから，資本家的生産の特殊性は，資本と労働との交換の特殊性をもたらす，とされたのであろう。

舟橋氏が，資本と労働との交換の第２の過程に着目されている以上，資本家的生産の特殊性を基礎として論理を展開されるのは正当である。だが，ここで，資本と労働との交換の特殊性として，この第２の過程のみへの着目は，正当かどうか，という問題がある。すなわち，交換の特殊性として，第２の過程の特殊性はたしかにあるが，その前にあきらかにされねばならぬものがある。それは，なぜこの交換ではない第２の過程が，交換に含まれるかということである。これは労働力にとってのみの現象であり，他の一般商品

は，売買の終了とともに交換も終了するのである。前述のマルクスの引用文では，実はこの強調こそがなされている。すなわち，資本と労働との交換において，第2の過程の特殊性の前に，この第2の過程が交換に含まれる，という特殊性があるのである。だが，舟橋氏は，第2の過程が交換ではないことは認識されたが，この第2の過程が交換に含まれる理由は考察されず，またこれが労働力のみの現象だ，ということも認識されない。だから舟橋氏は，「単純な商品交換においては，このような2重の過程はおこらない。」と，マルクスを正しく解釈したような表現をとられながら，そのあとで，交換の第2の過程の特殊性として，労働力の使用価値と他の一般商品の使用価値とを比較され，前者の特殊性を強調されたりするのである。これは，舟橋氏が，労働力も，他の一般商品も，すべて同じく，使用価値の実現という交換ではない過程を，交換に含める，と考えておられることを意味する。だが，交換ではない過程が交換に含められるのは，労働力だけである。だから，「単純な商品交換においては，このような2重の過程はおこらない」のである。それでは，なぜ労働力ではこうなのか。それは，前述の労働力の特殊性に基づく。すなわち，労働力の所有者たる労働者と労働力とが分離できず，資本家が労働力を購入しても，その使用価値は，そのままでは資本家のもとに手わたされてはいない，そのために，労働者が自ら働くその使用価値の実現までが，交換に含まれねばならぬのである。だが，舟橋氏は，この点を認識されぬ。すなわち，舟橋氏は，前述の資本家的生産の特殊性における，労働力の特殊性の無視，また同質性の特殊性としての誤認，それと対応した論理一貫性をもって，この資本と労働との交換の特殊性を，まちがって認識されているのである。(8)

舟橋氏は，このように，資本と労働との交換の特殊性として，この第2の過程が交換に含められる事情を無視され，この第2の過程のみの特殊性を強調される。ここで，こんどは，この舟橋氏の第2の過程の特殊性の認識が正当かどうか，が問題である。舟橋氏は，第2の過程の特殊性として，労働

力の使用価値の特殊性を指摘される。この第２の過程は，たしかに労働力の使用価値の実現の過程であり，舟橋氏は，資本家的生産の特殊性において，労働力の使用価値が資本家のものとなるとされたのに対応し，ここで労働力の使用価値の特殊性に着目されたのであろう。だが，この第２の過程においてマルクスが問題にしたものは，このような労働力の使用価値の特殊性ではない。この過程で行なわれる労働力の使用価値の実現が，労働力の価値以上の価値の生産として行なわれるということ，マルクスは，これをこそ問題としたのである。それは，労働力の使用価値の特殊性ではなくて労働力の特殊性であり，前述のように，労働者が自ら働いて労働力の使用価値を資本家にわたす，という特殊性を前提とする特殊性なのである。だからこそ，マルクスは，労働力の売買が，売買ではない過程をも含まざるを得ないために労働力の売買とはいえない，この事情においてこれを資本と労働との交換とよんでいるのである。すなわち，労働力は，この第２の過程において，自己の価値以上の価値を生み，また即自的資本を現実的資本に変えていく。資本と労働との交換における労働とは，こういう労働力の支出としての労働であり，また資本とは，こういう労働をさせ得る，という意味を含めた，即自的資本なのである。だが，舟橋氏は，この点を認識されぬ。そしてこれは，舟橋氏が，前述の資本と労働との交換の特殊性において，第２の過程が交換に含められる理由を無視されたのと対応し，また，資本家的生産において，労働力の特殊性を無視され，同質性を特殊性と誤認されたのに対応する，これも論理一貫したまちがいなのである。

舟橋氏は，論理の出発点としての資本家的生産の特殊性において，それをたんに労働力の資本家的私有という点でとらえられ，労働力の特殊性を無視される。これは結局，資本家的生産の特殊性から導かれた資本と労働との交換の特殊性において，それを第２の過程のみでとらえる，という点で，労働が労働者自身のみによって行なわれる，という労働力の特殊性の無視となり，また第２の過程を価値生産のみでとらえる，という点で，剰余価値を生産す

るという労働力の特殊性の無視となる。そしてこれは，容易に，資本と労働との交換の特殊性を，労働力の使用価値の特殊性に重ねあわされる原因ともなるのである。資本家的生産の特殊性も，資本と労働との交換の特殊性も，労働力の使用価値の特殊性とは，本質的に無関係である。マルクスがそこで強調するものは労働力の特殊性であり，舟橋氏は，マルクスの引用をよりどころにされながら，問題の方向をとり違えられたのである。

註

(1) 舟橋，①，59頁。

(2) 舟橋，①，59頁〔マルクス，②，196頁〕。

(3) 舟橋，①，59–60頁。

(4) 舟橋，①，60頁。

(5) 論争参加者は，舟橋氏が労働力の価値の労働の価格への転化をとりあげておられることは認識されたが，その論理が資本家的生産の特殊性から出発することは無視されており，したがって，舟橋氏の以下の独得な労働力の使用価値の特殊性の導出の論理過程も，無視されている。

(6) 山本氏・浅野氏は，これとはべつの観点から，それぞれ，舟橋氏が労働力の特殊性を無視されていることを，指摘されている。山本氏は，つぎのようにいわれる。「『労働力』＝商品が他の商品と異なる特殊性の一つは，たんに『価値を生産する』ことにあるのではけっしてない。決定的に重要なことは，『労働力』＝商品が『それ自身のもっている価値よりも大きな価値をつくりだす』という特別の性質をもっていることである。」(①，11頁)。」また，浅野氏は，つぎのようにいわれる。「労働力の価値は，労働力の独自性によって，すなわち，労働力は労働者の労働によってのみ現実に譲渡しうるから，『労働の価格』として現象するのである (①，126頁)。」

(7) マルクス，②，197頁。

(8) 浜川氏は，つぎのようにいわれる。「マルクスは商品の価値形態の分析でおこなったとおなじ理論にもとづいて，貨幣と労働力商品の等価関係の現象形態を説明しているのであって，舟橋氏のように，労働力商品の交換を，他の商品の交換と全く別の理論にもとづいて説明しようとしていない (①，55頁)。」マルクスは，たしかに，貨幣と一般商品との交換も，貨幣と労働力との交換も，基本的に同じ理論で説明している。ただ，後者には，労働力の特殊性に基づき，前者と異なる特殊性がみられるのであり，それについては，その特殊性を加重した理論が必要であり，マルクスは，そういう説明をこそしている。舟橋氏のまちがいは，その特殊性の意味をまちがって把握されたところにこそあるのであり，浜川氏は，その点を認識されていない。

2. 労働力の使用価値の理論

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化を指摘され，資本家的生産の特殊性を基礎とする前節のような論理過程を経て，労働力の使用価値の特殊性を導かれる。そして，この労働力の使用価値の特殊性が，舟橋氏の，労働の価格の法則の，論理の媒介項とされるのである。前節の考察のように，舟橋氏の，労働力の使用価値の特殊性を導かれる論理過程は，まちがっている。本節では，それをうけつぎ，舟橋氏の，労働の価格の法則において，重要な位置を持つ労働力の使用価値の特殊性そのものを，さらに検討したい。

前述の舟橋氏の労働力の使用価値の特殊性の論理の要点は，つぎのようになる。労働力の使用価値については，(1) その使用価値は価値を生むことである，(2) その価値は一様に生みだされる，(3) その価値は客観的に評価可能である，ということ，また他の一般商品の使用価値については，その使用価値は主観的・恣意的にしか評価されないから，客観的に評価不可能である，ということである。結局ここで舟橋氏は，労働力の使用価値の客観的な評価可能，他の一般商品の使用価値の客観的な評価不可能から，前者の特殊性を強調されるのである。そこで以下，この論点に考察を加えよう。

舟橋氏は，労働力の使用価値は価値を生むことである，とされている。労働力の使用価値は労働であり，労働は，舟橋氏のいわれるように，たしかに価値を生む。だが，ここでつぎの点に留意したい。それは，労働力の使用価値たる労働は，抽象的人間労働と具体的有用労働との２重性を持ち，前者は価値を生むが，後者は使用価値を生む，ということである。舟橋氏は，この前者のみに着目される。論理の抽象水準として，この前者のみに着目してさしつかえないような条件が与えられているのなら，この舟橋氏の認識も，正当性を持つ。だが，舟橋氏は，こういう条件とは無関係に，労働を抽象的人間労働と同置されており，ここにまちがいがある。(1)

舟橋氏は，労働力の使用価値として，その生みだされる価値は一様である，とされている。だが，ここでつぎの点に留意したい。それは，商品の価値は，社会的標準的な生産条件における，社会的標準的な労働によつて決定される，ということ，もちろん，個々の労働者の行なう労働を基礎とするとしても，社会的にこういう制約を受けている，ということである。この場合，個々の労働者の行なう同一時間の労働も，その生産条件が社会的標準的なものと合致しているかどうか，また労働強度・労働能力等が社会的標準的なものと合致しているかどうか，に応じ，その生みだす価値に差異を生ずるはずである。だから，労働力の使用価値は価値を生むことである，とされるのはともかく，その生みだされる価値が一様である，とはいえないのである。ただ，論理の抽象水準として，こうしてさしつかえないような条件が与えられているのなら，この舟橋氏の認識も，正当性を持つ。だが，舟橋氏は，こういう条件とは無関係に，生みだされる価値の一様性を説かれるのである。(2)

舟橋氏は，労働力の使用価値は客観的に評価可能である，とされている。舟橋氏は，これを，労働力の使用価値の，価値を生む，ということ，またこの生みだされる価値は一様である，ということ，この2前提から導かれる。だが，この2前提が成立しているとしても，そのことは，労働力の使用価値が客観的に評価可能である，ということを導く根処にはならない。労働力の使用価値が客観的に評価可能である，ということは，舟橋氏にあって，商品の価値が客観的に評価可能である，ということである。そして，このことは，商品の価値が，その商品体自身によって表わされる，ということでなければならぬ。だが，商品の価値は，その商品体自身によって表わされるようなものではない。他の商品体によって，すなわち，交換を通じてのみ表わされる。商品は，交換にだされる前は，私的労働の生産物であり，交換にだされることによって，その私的労働が，社会的労働の一分肢たることを実証される。価値は，こういう社会的労働の一分肢たることによって価値なのであり，個個の労働者の行なう労働を基礎としながら，こういう意味でも社会的なので

ある。すなわち，客観的に評価不可能なのである。ところで，それでは，その商品体自身によって表わされるものはなにか，といえば，それはその商品の使用価値であり，具体的有用労働である。商品の使用価値は，同種商品，という限定において，客観的に評価可能といえるであろう。すなわち，舟橋氏は，労働力の使用価値から，具体的有用労働を追放されたのに対応し，具体的有用労働であるはずのものの中に抽象的人間労働を認められ，同種という範囲内における客観的に評価可能を，同種という枠を外して一般的にのべられたのではないか，と思われる。生みだされた価値の客観的に評価可能は，論理の抽象水準としていかなる条件が与えられたとしても成立しがたいのである。舟橋氏の，労働力の使用価値の2前提のまちがった認識は，ここで結局こういう形をとって現われているのである。(3)

舟橋氏は，労働力の使用価値と他の一般商品の使用価値とを比較され，前者は客観的に評価可能，後者は客観的に評価不可能，とされている。舟橋氏は，後者についてその理由を，主観的・恣意的にしか評価されない，という点に求められている。ここで，舟橋氏は，一般商品について，その使用価値を，異種商品の使用価値として扱われているようであり，通約するとすれば主観的・恣意的にならざるを得ないことはたしかである。ただ，それはその使用価値の客観的相異に基づいてそうなのであり，同種商品については客観的に評価可能なのだ，ということを，ここで確認しておきたい。そして，舟橋氏は，この一般商品の使用価値に対し，労働力の使用価値を比較されるが，舟橋氏の認識にあって，前者は具体的有用労働，後者は抽象的人間労働であり，結局，具体的有用労働と抽象的人間労働との比較がなされているのである。だが，舟橋氏が，認識可能，という点で問題を考察される限り，労働力の使用価値として着目さるべきは，具体的有用労働なのであり，本来，同質的にこそ比較さるべきだったのである。すなわち，双方とも，同種の枠内でのみ客観的に評価可能，異種では客観的に評価不可能なのである。また労働力の使用価値を，抽象的人間労働として把握するとすれば，ここで比較

さるべき一般商品は，その使用価値ではなく，生産過程において消費されるものとしての，その価値であろう。すなわち，労働力は，生産過程において価値を生み，他の一般商品は，生産過程において価値を移転する。この「生む」と「移転する」とは，その意味に相異はあるが，労働力の特殊性を無視される舟橋氏にあって，その意味の相異は認識されないはずであり，だからここでも，同質的に比較され得るのである。だから，前者が客観的に評価可能なら，後者も客観的に評価可能のはずである。すなわち，舟橋氏の，労働力の使用価値のまちがった認識は，ここでは，他の一般商品の使用価値との関係で，同質性を異質性とみる，という形で現われているのである。(4)

舟橋氏の，このような労働力の使用価値の特殊性の認識は，資本と労働との交換の特殊性を，その第2の過程の特殊性と同置され，この第2の過程の特殊性を，労働力の使用価値の特殊性と同置される，という形で導かれている。ここで，労働力の使用価値の特殊性が，こういう形で導かれている事情を積極的に考察したい。まず，最初の同置である。これは，舟橋氏が，労働力も他の一般商品も，すべて第2の過程，使用価値の実現までを，交換に含める，と考えられたことを意味しており，前述のように，労働力の特殊性を無視されたことが，その基礎にある。ところで，舟橋氏のこのような認識は，労働力の使用価値と他の一般商品の使用価値との，並列的な比較につらなる。すなわち，舟橋氏が，第2の過程の特殊性を，労働力の使用価値の特殊性とされる，この同置は，この並列的な比較から，導かれているのである。そして，舟橋氏は，このあとの同置を，マルクスの引用によって根拠づけられており，そこで，これを検討しよう。まず，舟橋氏が，労働力の使用価値は価値を生む，とされている点である。これをマルクスの前述の引用文から拾えば，「価値を生む活動性」という敍述があたるであろう。この第2の過程で，マルクスは，たしかに，労働力が価値を生む，という問題を考察しており，また，論理の抽象水準として，具体的有用労働を捨象してもいる。第2の過程が，このように認識され，これを労働力の使用価値の問題，とみる

ときに，舟橋氏のように，労働力の使用価値は価値を生む，とすることはできる。ところでさらに，舟橋氏は，労働力の使用価値について，生みだされた価値は一様である，ということ，その価値は客観的に評価可能である，ということを指摘される。前述のマルクスの引用文では，「資本を維持し，幾倍にもし」という叙述があたるであろう。この第２の過程で，マルクスは，価値の社会性を捨象した論理の抽象水準で問題を考察しており，これを労働力の使用価値の問題とみるとき，その生みだされた価値は一様である，とすることはできる。だが，マルクスは，少なくもこの第２の過程で，生みだされた価値が客観的に評価可能，とはのべてはいない。生みだされた価値の量的叙述は，客観的に評価可能，という認識を与えるかもしれないが，逆にこの量的叙述は，この評価の問題が捨象された論理の抽象水準であるためにこそ，行なわれているのである。すなわち，この限定された範囲内でも，舟橋氏のまちがったマルクスの解釈がみられるが，ともかく舟橋氏は，第２の過程の特殊性と労働力の使用価値の特殊性とを，こうして同置されているのである。いまのまちがいの直接の原因は，この第２の過程を，論理の抽象水準の意味を考慮されずに，舟橋氏が，労働力の使用価値に同置された点にあるが，さらに根本の原因は，この第２の過程でマルクスが問題にしているのは，前述のように，労働力の使用価値の特殊性ではなくて労働力の特殊性だということ，であろう。そして，この同置のまちがいは，これも前述のように，最初の同置のまちがいと，対応してもいるのである。(5)

舟橋氏は，このようにして，ともかく，資本と労働との交換の特殊性を，労働力の使用価値の特殊性と，同置されている。そして，舟橋氏は，この労働力の使用価値の特殊性を，労働の価格の法則の論理の媒介項とされるのであるが，ところで，これは，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の条件でもある。そこで，この労働力の使用価値の特殊性，客観的に評価可能に関し，ここでなお問題がある。それは，舟橋氏のこの解釈のよりどころが，「資本論綱要」のみである，という点と関連する。すなわち，こ

の「資本論綱要」における資本と労働との交換において，マルクスは，たしかに労働力の使用価値を考察してはいず，労働力の特殊性を考察してはいるにしても，それだけに，労働力の使用価値の客観的に評価不可能について，積極的に指摘してはいず，このことが，舟橋氏の解釈のまちがいを，明確にしてはいないのである。だが，「資本論」における資本と労働との交換ではこれと異なる。それは，この交換と関連して，ここでマルクスが考察しているものが，労働力の価値の労働の価格への転化だ，ということのためである。すなわち，この交換と転化とは，同じ事実を基礎として与えられた二つの異なる名称ではあるにしても，その考察の目的は異なっている。前者は，前述のように，労働力の特殊性により，等価交換の中で，労働力の価値以上の価値が生産される関係を考察する。だが，後者は，労働力の価値という本質が，労働の価格という現象形態をとり，その現象形態の中で，価値という本質が隠蔽される，という関係を考察するのである。そして，マルクスは，「資本論」で，この関係をあきらかにし，そこで，この本質の隠蔽の一要因として，労働力の使用価値の２重性において，抽象的人間労働が現象せず，具体的有用労働のみが現象する，ということを指摘している。すなわち，資本と労働との交換では捨象されていた労働力の使用価値の問題が，労働力の価値の労働の価格への転化では，正面からとりあげられ，そしてその客観的に評価不可能が明確に指摘されてもいるのである。ところで，舟橋氏は，これと異なる。舟橋氏も，この交換と転化とは，考察の目的を異にすることは知っておられる。だが，舟橋氏は，前者からは，労働力の使用価値の特殊性を導かれた。後者からは，労働力の価値と労働の価格との実質的変化を導かれる。その実質的変化の意味は，次節に検討するであろう。ともかく，マルクスは，この転化において，舟橋氏の，労働力の使用価値の特殊性の認識を否定している。だが，舟橋氏は，この転化において，マルクスが否定したこの部分を無視され，これを無視されることにより，労働力の使用価値の特殊性を，この転化における実質的変化の条件とすることを可能ならしめている

ということは，たしかであろう。(6)

舟橋氏は，資本と労働との交換の特殊性から，労働力の使用価値の特殊性を導かれ，前者のまちがった解釈は，後者にも影響を与えることとなっている。舟橋氏は，労働力の使用価値を価値を生むこととされ，またその価値は一様に生みだされるとされ，また客観的に評価可能であるとされる。だが労働力の使用価値を，価値を生むとするのは一面的規定であり，また，価値は一様に生みだされるとするのは，価値の社会的平均的性質を無視するものであり，また，価値が客観的に評価可能であるとするのは，価値と使用価値との矛盾を無視するものである。そして，マルクスが労働力の使用価値の特殊性において強調するものは，その使用価値の２重性であり，また客観的に評価可能とするものは，具体的有用労働であり，舟橋氏のいわれるのとは，まったく逆のものである。この労働力の使用価値の特殊性が，舟橋氏の労働の価格の法則において重要な意味を持だつけに，このまちがいは重要であるといわねばならぬ。

註

(1) 山本氏は，つぎのようにいわれる。「『労働力』＝商品の使用価値は，『労働』ということであり，それは『具体的労働』と『抽象的労働』との２重性をもつ『労働』でなければならぬ (①, 11頁)。」労働力の使用価値の２重性は，ここで正しく指摘されている。

(2) 井村氏は，つぎのようにいわれる。「生産諸条件が異なるならば，たとえ同じ熟練度と強度とをもち価値のひとしい労働力であっても，それぞれが同一時間内に生産する価値生産物も生産物価値も異なる (①, 149頁)。」生みだされる価値の一様性の難点は，正しく把握されている。

(3) 舟橋氏の労働力の使用価値の論理過程は，井村氏・浅野氏により正しく認識されており，たとえば井村氏は，つぎのようにいわれる。「たとえ労働力の使用価値が『一様の価値を生む』ものであるとしても，このことは『価値をうむ力能』を評価する『客観的条件』ができている，ということを意味するものでは決してない (①, 163頁)。」(浅野, ①, 126頁)。

舟橋氏の労働力の使用価値が客観的に評価可能であるとする論理は，論争参加者により，どのように把握されているか，が問題である。まず，山本氏の，つぎのような指

摘をとりあげたい。「氏のいわゆる『労働力の使用価値』であるが，ある特定の個人の特定の具体的労働をみて，それが，抽象的・人間的労働として，しかも，社会的・平均的労働としてどれだけの『価値を生産する』かということが，いったい，とらえられるであろうか？……『評価』されえないところに価値の価値たる所以があるとさえいえる（①，33頁）。」この指摘は，山本氏自身は明確にされてはいないとしても，舟橋氏の労働力の使用価値の論理過程に，もっとも合致した，すぐれた指摘である。なお労働力の価値の労働の価格への転化，という，論争参加者の着眼点との関係では，浜川氏・浅野氏が，もっとも鋭い。浜川氏は，つぎのようにいわれる。「マルクスは，現象形態を考察している……場合には，普通の意識に入ってこない労働の他の一属性であるところの価値形成的要素を問題にすべきではなく，また問題になるものでもないといっている（①，55頁）。」（浅野，①126-127頁）。また，井村氏・浅野氏は，後述のように，批判の方法自体にまちがいはあるとしても，交換過程の導入により，ともかく舟橋氏のまちがいを指摘しようとされている。ところで，このような批判に対し，岸本氏はつぎのように弁護される。「これは使用価値の大小に比例する労働の価格＝賃金の大小を説明するために持出した言葉で，現象の相関関係を説明しているにすぎないと見てよかろう。……このことを舟橋氏は『価値を生む力能』が大きいと，つい不必要な理論的説明を挿入したのである（②，14頁）。」この岸本氏の弁護は，弁護の論理そのものの中にまちがいを含んでいる。労働力の使用価値は，同種のものならともかく，異種のものなら『価値を生む力能』でも導入せねば，その大小をいえないはずである。また，舟橋氏の論理としても，『価値を生む力能』は，非常に重要な位置を持ち，決して「つい不必要な理論的説明を挿入した」とはいえないのである。また，黒川氏・吉村氏は，これについて直接，なにもふれられてはいないが，間接に「じかに一目であきらかにされる事実（黒川，②，133頁）」とか，「一応妥当性を有する（吉村，②，96頁）。」とかされて，実質的に舟橋氏を支持される。

(4) 浅野氏は，つぎのようにいわれる。「舟橋氏は，商品の使用価値は主観的にしか評価されないとされる。しかし，商品の使用価値は客観的に規定しうるのであり，その客観的な質的差異によって同等なものに通約しえないのである（①，125-126頁）。」ここで浅野氏は，一般商品の使用価値の意味を正しく指摘されているが，これと労働力の使用価値とに関する，舟橋氏の認識の問題点は，明確にされていない。

(5) 論争参加者は，前述のように舟橋氏の労働力の使用価値の特殊性の導出過程を無視されており，したがって，ここでの問題も無視されている。

(6) 論争参加者は，労働力の価値の労働の価格への転化と，資本と労働との交換と，その意味の相異を明確にされず，前者の意識で後者を問題にされようとする。

3. 労働の価格の法則

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化を指摘され，既述のように労働力の使用価値の特殊性を導かれたのち，この転化における実質的変化の意味をのべられ，さらに，その理論としてこの労働力の使用価値の特殊性を論理の媒介項として，労働力の価値を基礎とし，賃金と労働力の使用価値とが比例する，労働の価格の法則を，導かれるに至っている。本節では，この労働の価格の法則を検討したい。

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化について，つぎのようにいわれる。「かくして労賃は，労働力の価値ではなく使用価値――価値をうむ力能――に比例して決定されることになる。このことこそ，労働力の価値が労働の価格に転化したということの実質的な意味だといわなければならない。」[(1)] すなわち，この実質的変化とは，賃金が，労働力の使用価値に比例して決定される，価値を離れる，という関係を，強調したものである。これをマルクスと対比すれば，マルクスが，労働力の価値の労働の価格への転化において問題にしたものは，このような労働力の価値と賃金との量的関係における実質的変化ではなく，労働力の価値という本質が労働の価格という現象形態において隠蔽される，ということ，労働力の価値と賃金とが一致していてもそうだ，ということであった。労働力の価値と賃金との分離，という場合にも，労働力の価値という本質の隠蔽，という問題は，たしかにおこり得る。だが，それはいわば付随的要因にすぎず，本質的要因は，労働の価格という現象形態にある。舟橋氏は，この付随的要因のみとりだされ，これを本質的要因とされるのである。舟橋氏が，この転化における実質的変化においてマルクスが明確に否定している労働力の使用価値の客観的に評価可能を，まったく無視されたのは，この付随的要因を本質的要因とされたことと対応するものであろう。また，舟橋氏の労働力の使用価値の認識は，この転化における実質的変化を労働力の価値と賃金との量的関係とす

る認識の，前提条件ともなっている。すなわち，資本と労働との交換の特殊性において，これから労働力の価値以上の価値の生産を追放し，労働力が価値を生む，という問題をとらえることは，労働力の価値と賃金とを，べつに扱う前提条件となるし，また，生みだされた価値が客観的に評価可能，とすることは，生みだされた価値と賃金との比例性の，前提条件ともなるのである。すなわち，このように，舟橋氏の，労働力の使用価値の特殊性と，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化とは，まったく照応した論理関係におかれた認識であり，それだけに，まちがいの一貫性も保持されている。ところで，この実質的変化において，労働力の価値と，賃金との分離が強調されているが，問題はそれのみではない。舟橋氏は，労働力の価値を基礎に，労働力の使用価値の特殊性を論理の媒介項として，労働の価格の法則を構成され，その分離にも理論的位置づけを与えておられる。これは同時に実質的変化の理論でもあり，その理論を，つぎにみよう。(2)

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化において，この両者の関係を，つぎのようにのべておられる。「労働の価格と労働力の価値あるいは価格はどのように関連するであろうか。労働力の価値規定は，個々の労働者の賃金を直接に決定するものではなく，労働者階級全体（ある場合には同一の職業に従事する労働者全体）に適用されるものである。そして個々の労働者の賃金（労働の価格）は，あるいは労働力の価値以下に下り，あるいは労働力の価値以上に上る。しかしこのような個々の労働者の賃金は，窮極的には労働力の価値に規定される。個々の労働者の賃金は，労働力の使用価値に比例して，いいかえれば労働の価格の法則に基づいて決定され，労働力の価値法則は，このような労働の価格の法則を通して貫徹されるのである。(3)」ここにおける舟橋氏の論点は，つぎのようになるであろう。(1) 労働力の価値は労働者階級全体に対して成立する。(2) 賃金は労働力の使用価値に比例して支払われる。(3) 個々の労働者の賃金は，その労働力の使用価値に比例して労働力の価値を上下するが，階級全体としては賃金と労働力の価値とは一

致する。このような舟橋氏の論点は，つぎのように表式化し得るであろう。(1)(全労働力価値)=(全賃金) (2)(全労働力価値)÷(全価値生産物)=(賃率または労働の単位価格) (3)(各労働者の価値生産物)×(賃率)=(各労働者の賃金または労働の価格)。この表式化において，舟橋氏が，労働力の使用価値の特殊性を媒介項として，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の理論を構成されるその関係も明確であろう。たしかに，ここで，労働力の価値法則は，労働の価格の法則を通して貫徹されている。そこで，以下，この理論の検討にあたりたい(4)。

舟橋氏が，この理論の重要なよりどころとされているものは，マルクスの「賃労働と資本」中の叙述であり，それをつぎのように引用されている。「労賃のこの最低限（これは労働者の生活費および繁殖費であり，実質的には労働力の価値を指している――筆者〔舟橋氏〕）は一般に生産費による商品の価格決定と同じように，一人一人の個人に当てはまるわけではなくて，ただ種属(労働者階級全体)にあてはまるだけだ。個々の労働者は数百万の労働者は，必らずしも自ら生活し且つ繁殖しうるに十分なものを受けては居らぬ。けれども全労働者階級の労賃は，その変動のうちにこの最低限に合致する(5)。」ここで，問題は，この文章が，舟橋氏の労働の価格の法則を導くような内容を，持つかどうか，ということである。まず，労働力の価値が労働者階級全体に適用される，という点についてみれば，マルクスは，この文章で，たしかに，そういうことをのべている。だが，舟橋氏は，この指摘をされながら，ここでのマルクスの意味を，正しく把握されてはいない。そのために，舟橋氏は，この指摘から，さらに労働の価格の法則を説かれることになるのである。すなわち，舟橋氏は，ここで，「一人一人の個人にあてはまるわけではなく」というマルクスの叙述を強調される。だが，その叙述の直前に，マルクスは，「一般に生産費による商品の価格決定と同じように」とのべている，その叙述は無視されている。すなわち，マルクスによれば，労働力の価格は他の一般商品と同様に決定されるのであり，この他の一般商品の価格決定につ

いて，マルクスは，舟橋氏が引用された文章の前のところで，つぎのようにのべている。「ある商品の価格はその生産費によって決定されるが，それはこの商品の価格が生産費以上に騰貴する時期が，それが生産費以下に下落する時期によって相殺され，その逆のばあいは逆に相殺されるというようにしておこなわれるのである。このことはもちろん，ある個々の産業の生産物についてではなくて，全産業部門についてだけいえることである。したがって個々の産業家についてではなくて，全産業家階級についてだけいえることである。」[6] マルクスは，このあと，この相殺関係について，さらに考察を加えているが，そこでのべられているのは，ある商品の価格が生産費以上に騰貴すれば，その生産部門に資本が流入し，ある商品の価格が生産費以下に下落すれば，その生産部門から資本が流出する，ということである。すなわち，これと同じように，労働力もある生産部門の労働力の価格が生産費以上に騰貴すれば，ここに労働力が流入し，ある生産部門の労働力の価格が生産費以下に下落すれば，ここから労働力が流出する，というのである。そして，この移動の過渡期において，生産部門間の価格不均衡から，平均的にはともかく，「一人一人の個人にあてはまるわけではなく」という問題は，とうぜん生じるのである。すなわち，マルクスにより，ここに論証されているすべてが，労働力の価値の全労働者階級に対する適用，ということなのである。だが，舟橋氏は，この点を理解されない。舟橋氏は，マルクスの「全労働者階級の労賃はその変動のうちにこの最低限に合致する」という叙述を基礎に，これに「一人一人の個人にあてはまるわけではなく」という叙述を重ねあわされ，原理論的に理論化されてしまったようである。[7]

舟橋氏が引用された前述のマルクスの文章は，舟橋氏の労働の価格論成立のための基本的要因とはなっているが，なお不十分である。それは，その文章では賃率の問題が解決されていないからである。これにつき，舟橋氏は，マルクスから，つぎのような引用を行なわれている。「価値において対象化されている労働は，社会的な平均質の労働であり，かくして或る平均的な労

働力の発現である。だが，一の平均量は，つねに，同じ種類の多数の量的個別の平均としてのみ実存する。どの産業部門においてもペーターとかパウルとかいう個々の労働者は，多かれ少かれ平均労働者から背離している。数学上で『誤差』と呼ばれるこれらの個別的背離は，比較的多数の労働者が総計されるや否や，相殺されて消滅する(8)。」ここでマルクスがのべようとしているものは，商品の生産にあたり，労働者個々人の労働能力の相異のために，商品個々に投ぜられる実際の労働時間が相異する，という問題はおこるとしても，その相異は社会的には捨象され，商品個々は，社会的に平均的な労働時間を投ぜられたものとして，一様な価値を持つ，ということである。だから，このこと自体は，賃率の問題と関係はないのだが，容易にその説明に転化し得る内容を持っている。すなわち，賃率は，労働力の価値と，社会的に平均的な労働能力の労働者の生産量との関係できめられる，ということである。この場合，賃金は，個々労働者の労働能力が，社会的に平均的なものを上下するかどうかに応じて，労働力の価値を上下するであろう。すなわち，このマルクスの敍述は，一見前述のマルクスの敍述，賃金と労働力の価値との個々的分離や全体的一致，に関する舟橋氏の解釈を，内容的に深めているようにみえるし，事実舟橋氏は，これを自己の理論の正当性の一根拠とされてもいる。だが，ここで留意されねばならぬのは，前の場合といまの場合とで，マルクスの意図するものはまったく違う，ということである。前の場合のマルクスの，労働力の価値と賃金との個々的分離とは，異種生産部門間の過渡的な関係であり，各生産部門内の問題は捨象されている。またいまの場合のマルクスの，労働力の価値と賃金との個々的分離とは，同種生産部門内の恒久的関係であり，異種生産部門間の問題は考察されていない。また，前の場合のマルクスの労働力の価値と賃金との全体的一致とは，階級全体の問題であり，いまの場合のマルクスのそれは，同種生産部門内の問題である。だから，問題の次元はまったく違う。だが，舟橋氏は，この両者をかんたんに重ねられる。すなわち，同種生産部門内の賃率の説明が，労働者階級全体

の賃率の説明におきかえられる。賃金も，また同様に説明のおきかえがなされているのである。(9)

舟橋氏の労働の価格の法則は，このようにマルクスからの引用文を理論の重要なよりどころとされながら，マルクスの意図とは異なる解釈を与えられることによって，成立しているものである。ただそれにしても，その中で舟橋氏の論理性は保持されている。すなわち，舟橋氏は，過渡的な異種生産部門間の賃金差を究極的なものとされ，また，同種生産部門内の賃金差を異種生産部門を通ずるものとしてこれに対応されるが，こういう対応は，労働力の使用価値の客観的に評価可能，ということを認めれば，異種生産部門の異種性を捨象する条件が与えられるために，一貫したものとなるのである。そこで，こういう一貫性のもとに成立している，舟橋氏の労働の価格の法則を，ここでマルクスと対比させてみよう。まず，労働力の価値が労働者階級全体に適用される，ということ。このことが，労働力の価値総計と賃金総計との合致を意味する，ということに関して，舟橋氏もマルクスも，異なるところはない。だが，この合致の内容について，この両者には実は大きな相異がある。すなわち，マルクスは，これを，究極的状態において，各生産部門で労働力の価値と賃金とが一致する，という形で解釈しているのに対し，舟橋氏は，これを，究極的状態において，生産部門の問題とは無関係に，個々労働者の賃金は，労働力の価値を上下し得る，という形で，解釈されているのである。こういう相異は，結局賃率論の相異となって現れる。すなわち，舟橋氏の場合，賃率は異種生産部門全体に対して成立するが，マルクスの場合，賃率は，各生産部門ごとに成立する。ところで，このような賃率論の相異は，労働者の競争態度の相異をも意味している。すなわち，舟橋氏の場合，労働者は，生産部門間でより高い賃率を求めて競争するのであり，結局，競争の基礎は剰余価値率にある。だが，マルクスの場合，労働者は，生産部門間で，より高い賃金を求めて競争するのであり，競争の基礎は，労働力の価値にある。そして，このような舟橋氏におけるマルクスとの一貫せる相異の

中に，マルクスによられる舟橋氏のまちがいも明確であり，そのまちがいのここでの直接の基礎は，舟橋氏の労働力の使用価値の特殊性の認識，その客観的に評価可能という点にあるであろう。

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化として，労働力の価値と賃金との分離のみに着目され，この分離を説明する理論として，労働の価格の法則を提出される。労働の価格の法則は，労働力の価値と賃金との労働者階級全体としての一致を前提に，労働力の使用価値の特殊性，客観的に評価可能，を論理の媒介項として，分離の原因を労働能力の差に求め，各生産部門ごとに成立しているはずの賃率を，階級全体に拡大する，という形で構成される。舟橋氏は，マルクスを根拠にして論証されるがその論証はまちがっている。マルクスが労働力の価値の労働の価格への転化において重視した，労働力の価値という本質の労働の価格という現象形態における隠蔽の問題は無視され，また，その隠蔽の本質的要因としていた抽象的人間労働の客観的に評価不可能は，その正反対に評価可能に改められ，また付随的要因であった労働能力の差が，はなはだ重要な意味を与えられている——舟橋氏の労働の価格の法則が，マルクスとまったく異なるのも，きわめて当然のことというべきであろう。

註

(1)　舟橋，①，60頁。

(2)　論争参加者には，舟橋氏が労働力の価値と賃金との分離を強調されているのに惑わされ，舟橋氏が，両者を切断して労働の価格の法則を構成されていると考えられる人が多い。たとえば，吉村氏は，つぎのようにいわれる。「舟橋氏は……労働力の価値・価格の労働の価格への転化の中に『一つの実質的な変化』(……)を見出し，この実質的変化とは，労働力の売買においては，労働力の価値ではなしに使用価値が賃金を決定することであるという，限界効用学派と類似のおどろくべき結論をひき出すにいたったのである (①, 93頁)。」「こうして切断された労働力の価値と労働の価格とは結合されねばならない。……しかしながらこの試みは成功してはいない (①, 93-94頁)。」(八町，①，108頁。黒川，②，138頁。浜川，①，55頁。山本，①，18-19頁，34頁)。これに対し，舟橋氏を弁護される人もある (岸本，②，15頁。高尾，③，3-4頁)。また，

吉村氏らの指摘と異なり，舟橋氏は，たしかに労働力の価値と賃金との結合に，成功されてはいるのである。

(3) 舟橋，①，60-61頁。

(4) 論争参加者は，だれもこの労働力の価値を基礎とする労働の価格の法則の基本構造を，把握されてはいない。舟橋氏を批判される人も，弁護される人も，これとはべつのところで法則を把握され，それを問題にされている。すなわち，後述するように，具体的有用労働に関する労働能力の差とか労働支出量の差とか，また単純労働複雑労働に関する問題とかの関係においてであり，これはそれぞれのところで考察したい。

(5) 舟橋，①，60頁〔マルクス，①，35頁〕。

(6) マルクス，①，33頁。

(7) 山本氏は，このマルクスの引用文をとりあげられ，つぎのようにいわれる。「マルクスは，労働力の価値規定が，他の商品一般の価値規定と同様に，社会的に必要な労働時間による規定であること，そして階級全体としては，理論的にみて，賃金総額は階級全体の再生産費に等しくなければならないことを，述べているのである。ところが，わが舟橋氏は，……個々の労働者の『労働の価格』が『究極的に労働力の価値に規定される』と主張しているが，どのようにして前者が後者によって『規定される』かは明らかにされていない（①，18-19頁）。」山本氏は，マルクスの引用文を正しく解釈されてはいるが，せっかくここに着目されながら，この引用文と舟橋氏の理論との関係は，把握されてはいない。

(8) 舟橋，②，310頁〔マルクス，③，544頁〕。

(9) 岸本氏は，舟橋氏の労働の価格の法則を，この具体的有用労働に関する労働能力に基づく賃率差からとらえられ，舟橋氏を支持される（②，15頁）。だが，これは舟橋氏を誤解されたものである。なお，浜川氏は，舟橋氏とはべつに，ここに着目されて，理論構成をされている（①，57頁）。

III. 舟橋氏の賃金理論の展開

舟橋氏の，同一労働同一賃金の原則の基礎理論は，前章の考察のような労働の価格の法則として，基本的に把握さるべきであるが，舟橋氏は，この労働の価格の法則を，さらに具体的に展開されるにあたり，新たな諸論点を付加されるとともに，前章のものとは矛盾する，新たな労働の価格の法則を無意識的に提出されるに至っている。本章では，舟橋氏のこの新たな労働の価格の法則を，問題にする。ところで，この新たな法則は，二つある。その

一つは，労働力の売買の特殊性を基礎として展開された具体的有用労働に関するものであり，また，いま一つは，複雑労働の導入により展開された交換過程に関するものである。そこで，この新たな労働の価格の法則を，ここで舟橋氏の論理に応じて，２節にわけて検討したい。

1. 労働力の売買に関する展開

舟橋氏は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化を指摘され，前章のような労働の価格の法則を提出されたが，これが資本家的生産の特殊性を基礎とするものであったのに対し，舟橋氏は，この法則の具体的な説明のために，労働力の売買の特殊性を基礎とする論理をも展開されている。だが，舟橋氏の意図と反して，これは，新たな労働の価格の法則の提出となっており，本節では，この新たな法則を検討したい。

舟橋氏はつぎのようにいわれる。「前論においては，労働力の価値が労働の価格に転化する基礎となる資本家的生産の特質を指摘したが，もう一つみのがすことができない問題は，労働力の売買の特殊性である。」[(1)] ここで舟橋氏は，マルクスを引用される。「労働力という，この独自な商品の独自な本性は，購買者と販売者との間の契約の締結によっては，労働力の使用価値はまだ現実には購買者の手に移行していない，ということを随伴する。労働力の価値は，他の各商品の価値と同じように，それが流通に這入る前に規定されていたのであるが，……労働力の使用価値は，やっとその後に行なわれる力の発現にある。だから，力の譲渡と力の現実の発現，すなわち使用価値としての力の定在とは，時間的に相離れている。ところで，販売による使用価値の形式的譲渡と購買者へのそれの現実的引渡しとが時間的に相離れているところの，かかる商品にあっては，購買者の貨幣は大抵は支払手段として機能するのである。」[(2)] 舟橋氏は，このマルクスの文章を，つぎのように解釈される。「このような労働力の売買の特殊性，すなわち，労働力の譲渡とその使用価値の発現とが時間的に分離していることこそが，賃金後払いの理由

であり，また労働力の使用価値(労働)の直接的な買入価格である労働の価格が成立する根拠なのである。資本家は，買入れた労働力が普通の平均程度の緊張と社会的に慣行的な強度で支出され，労働者が労働しないで時間が浪費されないように細心の監視を行なう。いいかえれば労働力の使用価値が充分に発現されることに心をくばる(3)。」ここで，労働力の使用価値が客観的に評価可能，ということの意味が問題であり，舟橋氏は，つぎのようにいわれる。「ところで問題は労働力の使用価値の評価とは具体的にいってどのような意味および内容をもっかということである。そこで労働力の価値あるいは価格の第1次的な基本的転化形態である時間賃金について考えてみよう。マルクスがいうように『時間賃金にあっては労働が，その直接的な時間的持続によって度量され』るのであるから，一般的にはそれは，労働の分量に応じて支払われることになる(4)。」「つぎに労働力の価値あるいは価格の第2次的(……)な基本的転化形態である個数賃金においては，労働力の使用価値の評価はどのような形で可能になるであろうか。マルクスのいうように『個数賃金にあっては，労働が，一定の時間にわたって労働がそのうちに凝縮されている生産物量によって度量される』のであり，具体的には個数当り単価×生産物個数という形で支払われる(5)。」舟橋氏は，ここで，労働の価格の法則についてつぎのように説明される。「時間賃金において労働の価格の水準は，いかに決定されるであろうか。それはいうまでもなく，平均的な労働時間の支出を前提とした労働力の価値によって決定され，かくして $\frac{\text{労働力の日価値}}{\text{平均時間数の労働日}}$ という，労働の価格の度量単位が成立する。この度量単位にもとづいて賃金は，労働時間の長さ(労働の分量)に応じて支払われるという独自な問題(流通に入る前に決定される労働力の価値にもとづく賃金水準を前提としながらも)が展開されてくる。しかしこのような賃金が労働の分量に応じて支払われる(労働力の使用価値に比例して支払われる)ということは，労働の価格の度量単位にもとづいているのであり，また度量単位は前述の式のように労働力の日価値によってきまるのであるから，労働力の使用価値に比例して支払

われるという労働の価格の法則自身が，結局労働力の価値によって規定されるのである(6)。」舟橋氏は，べつに個数賃金の場合についても説明されているが，その説明の骨子はほぼ同じである。

舟橋氏は，ここで，労働力の売買の特殊性に着目され，この特殊性から労働の価格の成立を説かれ，前述の労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の理論の正当性を根拠づけようとされている。そこで，まずこの労働力の売買の特殊性が問題である。ところで，この問題は，実は，資本と労働との交換において，この交換の第２の過程が交換過程に含まれる事情を考察するときに，出てくるはずのものである。だが，舟橋氏は，この交換の特殊性を，第２の過程の特殊性としてのみとらえられために，この点に気づかれず，この交換の特殊性とはべつに，労働力の売買の特殊性を指摘されているのである。すなわち，前述の理論で無視されていたものが，それと無関係にとりだされて，その説明の出発点とされているのである。ところで，この労働力の売買の特殊性が，なんに基づいておこるか，といえば，労働力の特殊性に基づいておこる。いまのマルクスの引用文でいえば，「労働力という，この独自な商品の独自な本性」であり，それは，前述のように，労働力の所有者と労働力とが分離できず，その使用価値の実現は，労働者自身の行為によって行なわれる，ということである。ただ，この引用文は，この労働力の特殊性そのものについてふれてはいず，そのために，舟橋氏は，問題をたんに，「労働力の譲渡とその使用価値の発現とが時間的に分離している」という形でとらえられる。だが，たんにこういう時間的分離をいうだけなら，他の一般商品も同様であり，それが販売されたのち，その使用価値が購買者により実現されるのである。問題は労働力において，その使用価値の実現までが交換に含まれねばならぬということであり，だからここで時間的分離がとりあげられているのである。ただ，他の一般商品でも，「販売による使用価値の形式的譲渡と購買者へのそれの現実的引渡しとが時間的に相離れている」場合，これと同様なことはおこり得る。だが，これは労働力において，

その特殊性に基礎づけられた不可避的事態となるのである。だが，舟橋氏は前述の理論でその特殊性を無視されたように，ここでもその特殊性の認識に不明確であり，不明確なままに時間的分離という形式的理解がなされ，これから賃金のあと払い，労働の価格の成立が説かれているのである。ところで，労働力の価値の労働の価格への転化，この場合の本質の隠蔽において，この賃金のあと払いが，その本質的要因であることはたしかであり，舟橋氏が，ここでともかくも，賃金のあと払いを指摘されたことは，重要な意義を持つ。だが舟橋氏は，この賃金のあと払いそのものが，こういう本質的要因であり，労働力の価値と賃金とが一致していてもそうなのだ，ということを認識してはおられない。舟橋氏は，この賃金のあと払いを，この転化における実質的変化，賃金が労働力の価値ではなく労働力の使用価値に比例して決定される，ということの，説明の手段とされるだけである。また，舟橋氏は，この転化における実質的変化の説明のためにこそ，労働力の売買の特殊性を持ちだされていたのでもあった(7)。

舟橋氏は，前述の理論では，資本と労働との交換の第2の過過の特殊性から，労働力の使用価値と賃金との比例性を導かれたが，ここでは，これを，賃金のあと払いから導かれてている。舟橋氏は，これにより前述の理論を説明しようとされるのであるが，まず，ここでいう比例性の意味である。舟橋氏は，労働力の使用価値の客観的に評価可能について，マルクスの引用によりながら説明され，時間賃金では労働時間，個数賃金では生産物量により度量されている，と指摘される。この舟橋氏の時間賃金・個数賃金の度量単位の指摘は，たしかにマルクスものべており，それ自体にまちがいはない。だが，問題は，これが労働力の使用価値の客観的に評価可能，の説明として，なされていることにある。マルクスののべる時間賃金・個数賃金は具体的有用労働にかかわっており，舟橋氏のいわれる労働力の使用価値は抽象的人間労働にかかわっている。前者は同種の範囲内で客観的に評価可能であるとしても，それは後者の客観的に評価可能をまったく意味するものではない。舟橋氏の労

働力の使用価値の特殊性の認識も，ここに基づくものだったはずであり，むしろここでは，そういう特殊性の否定がなされているに等しいのである。また，舟橋氏のここでの度量単位の規定は，時間賃金・個数賃金を，労働時間・生産物量に比例して支払わせることになる。それもマルクスの認めるところであり，それ自体は正当である。だが，これも，舟橋氏の前述の理論の説明とはならない。そこでは，賃金は抽象的人間労働に比例して支払われていたはずである。だが，ここでは，賃金は具体的有用労働に比例して支払われているのである。ところで，舟橋氏は，このような説明のあと，労働の価格の法則を，導かれている。まず，賃率論であるが，これもマルクスの式によって示されている。すなわち，前述の理論では，抽象的人間労働に対して賃率が成立したが，ここでは，具体的有用労働に対して賃率が成立しているのである。これも，それ自体は正当であるが，前述の理論の説明にはならない。また，このような認識に対応し，この労働の価格の法則の説明も異なっている。すなわち，同じ労働力の使用価値と賃金との比例性であっても，前述の理論では，労働能力の個人的相異による，価値生産物の相異ということが，賃率形成そのものとかかわって問題にされ，ここでは，このような労働能力の個人的相異は捨象され，すでに定まった賃率を前提としての，労働支出量の個人的相異が，問題にされているのである。このように，舟橋氏のここでの説明は，前述の理論の説明としての役割を果していない。ただそれにしても，この説明そのものには一貫性があり，ここには新たな労働の価格の法則が提出されている，とみるべきであろう。舟橋氏が，これを同じものとみなされているのは，労働力の使用価値の認識を基礎とする理論の弱体を示すものである。(8)

そこで，舟橋氏が，なぜこういう考察を行なわれるに至ったか，が問題である。舟橋氏は，賃金のあと払いから労働力の使用価値と賃金との比例性を導かれ，つぎに労働力の価値と賃金との関係についてのべられる。だが，この論理過程はまちがっている。すなわち，標準労働日・標準生産量におい

て，労働力の価値と賃金とが一致し，この場合労働力の特殊性のために賃金はあと払いとなり，他の諸要因とともに価値という本質が価格という現象形態において隠蔽される，ということが基礎になる。これを前提にして，労働力の使用価値と賃金との比例性も，それに伴う労働力の価値と賃金との分離も説かるべきである。だが，舟橋氏は，賃金のあと払いにおける認識の不明確に対応し，労働力の価値と賃金との関係を，一致も分離も含めて，労働力の使用価値と賃金との比例性のあとで説かれる。これはまちがっている。だが，舟橋氏なりの一貫性はある。その一貫性は，労働力の特殊性の無視と労働力の価値という本質の労働の価格という現象形態における隠蔽の無視とによって支えられているようである。すなわち，舟橋氏は，賃金のあと払いから，労働力の使用価値と賃金との比例性を導かれる。だが，賃金のあと払いが，労働力の特殊性，その使用価値が労働者自身の行為によってのみ実現される，ということを基礎として行なわれるように，この比例性も，同じことを基礎として行なわれる。ただその使用価値の伸縮性が，ここで付加されているだけである。すなわち，賃金のあと払いからこの比例性が導かれるのではなく，労働の伸縮性を考慮する場合，賃金のあと払いが，この比例性という形で行なわれる，ということなのである。このことは，この比例性を扱う前に，労働力の価値と賃金との一致における賃金のあと払い，という問題がある，ということでもある。だが，舟橋氏は，労働力の特殊性を無視されるために，このことを認識されない。またこれは，労働力の価値という本質の労働の価格という現象形態における隠蔽の無視とも関連する。すなわち，その隠蔽は，この一致における賃金のあと払いによって，すでにおこっている。だが，舟橋氏は，労働力の特殊性の無視に対応し，この一致における隠蔽を無視される。労働力の使用価値と賃金との比例性も，この賃金のあと払いによる隠蔽を前提として行なわれるが，ただこの比例性が隠蔽を促進するのは事実であり，賃金のあと払いそのものに問題の所在を認識されぬ舟橋氏は，この賃金のあと払いがもたらす比例性に，問題の所在を認識される

わけである。すなわち，舟橋氏は，このように，労働力の特殊性の無視，また労働力の価値という本質の労働の価格という現象形態における隠蔽の無視に対応し，賃金のあと払いから，この比例性を導かれる。そして，労働力の価値と賃金との関連を説かれ，この比例性における分離を説かれるのである。(9)

舟橋氏の，賃金のあと払いから始まる論理過程は，このように，前述の理論と基本的に同じようなまちがいを含んでいる。だが，それではなぜ，前述の理論と異なる理論が展開されるに至ったのか。それは，ここでの論理の出発点において，前述の理論で否定されていた賃金のあと払い，という問題がとりあげられた，ということが，最大の原因であろう。そして，賃金のあと払いは，舟橋氏自身は意識されぬにしても，労働力の価値という本質の隠蔽における本質的要因であり，それだけに，これを論理の出発点とすることは，部分的にもせよ，正当な理論を獲得するための条件とはなるのである。だから，ここで，賃金のあと払いによる労働力の使用価値と賃金との比例性の説明においても，また賃率の説明においても，具体的有用労働がとりあげられることになるのである。また，事実的には，マルクス的な労働の価格の法則の説明が，試みられていることにもなるのである。舟橋氏のまちがった論理過程において，この賃金のあと払いへの着目は，高く評価されねばならぬであろう。

舟橋氏は，ここでは，労働力の売買の特殊性を論理の出発点として，賃金のあと払いから，労働力の価値を基礎とする，労働支出量の差，という点で，労働の価格の法則をとらえられる。舟橋氏の，本来の労働の価格の法則における，賃率の全労働者階級への適用，という問題はここではなくなり，また，労働力の価値と賃金との分離を労働能力の差とする見地は，ここでは労働支出量の差におきかえられる。そして，ここでの労働の価格の法則は，賃金のあと払いが着目されることによって，マルクスが着目したと同じ点がとりあげられ得ることにもなっている。だからこそ，舟橋氏のここでの論理

は，本来のものよりもより正当なものとなってはいる。だが，舟橋氏は，この法則が本来の法則とは異なるものであることを認識されず，この法則の論証によって，本来の法則を論証したものとまちがわれた。またこの認識は，本来の法則におけるまちがいを，この法則に持ちこむことになってもいるのである。

註

(1) 舟橋，②，299頁。
(2) 舟橋，②，299頁〔マルクス，①，324頁〕。
(3) 舟橋，②，300頁。
(4) 舟橋，④，118頁。
(5) 舟橋，④，119頁。
(6) 舟橋，④，118頁。
(7) 浅野氏は，つぎのようにいわれる。「労働力の形式的譲渡と実質的譲渡＝使用価値の発現との時間的分離が，賃金後払い，したがって労働力の売買の特殊性を規定する。しかし労働力の価値は，労働力の独自性によって，すなわち労働力は労働者の労働によってのみ現実に譲渡しうるから，『労働の価格』として現象するのである。労働力の売買の特殊性は，労働の価格が成立する根拠ではない（①，126頁）。」労働力の特殊性と，労働力の売買の特殊性との関連をとくに明確にされていないという難点はあるが，労働の価格の成立根拠としての労働力の特殊性は，正しく指摘されている。
(8) 論争参加者のほとんどは，舟橋氏の労働の価格の法則を，具体的有用労働に関する労働支出量の差という点から把握されており，したがって，舟橋氏の本来の労働の価格の法則との矛盾は意識されていない。また，前述の労働力の使用価値の客観的に評価可能をめぐる論争点も，多くここでの法則との関連で問題にされたのであり，そこでこの論争点を前提に，この法則が問題である。まず，ここでも舟橋氏の支持者として，岸本氏は，つぎのようにいわれる。「賃金は労働の行なわれた後に支払われるのが普通であり，この賃金の大小は，現実に行なわれた賃金の大小によって変化する。……賃金の大小や変動は，労働力の価値の大小や変化，さらに労働（力）の市場価格の変動によって行なわれるばかりでなく，現実に行なわれる労働の分量の大小によっても，行なわれるのである。……これは『労働の価格の法則』と称して差支えないであろう（③，27–28頁）。」また，高尾氏も，ほぼ同じ立場である（③，11–12頁）。これに対し，諸批判がある。まず，労働力の価値を重視する見地から，黒川氏は，つぎのようにいわれる。「法則とは，現象における内部的な関係である本質にかかわるものであり，根本的な力および傾向として現象を規定する，一そうおくふかい客観的な過程

にほかならない（②, 133頁）。」「いずれの場合にせよ，いかなる条件のもとでも，つねに根本的な力として作用しているのは，労働力の価値であって，『労働の価格』ではない。したがって厳密にいえば，『労働の価格の法則』などというものはありえないのであって，労働力の価値法則があるだけである。」（②, 137頁）。また，同じ見地から，山本氏はつぎのようにいわれる。「これ〔労働の価格の法則〕は，むしろ，『賃金の法則』であり，文字通り，『賃金が労働力の日価値と労働時間数とによってきまる』ということにほかならない（①, 22頁）。」このような批判に対し，舟橋氏はつぎのようにいわれる。「本質的な法則が，現象を規定する相対的独自な法則を媒介としてつらぬかれていることを体系的に明らかにすることが重要なのである（④, 112頁）。」「黒川氏がいわれるように労働力の価価は，つねに根本的な力として作用するものだということを決して否定するものではない（④, 117頁）。」だから，労働力の価値について，実は根本的な対立はなく，また法則概念については，対立の中に入っている山本氏の，つぎのような指摘によって調整され得るであろう。「『労働の価格』が『労働力の価値または価格の転化形態』としてのみ意義をもちうるのと同様に，『労働の価格の法則』は，いわば，『労働力の価格の法則』の全く馬鹿げたきわめて不合理な転化形態としてのみ，意義を有するものというべきなのである（①, 30頁）。」また，黒川氏・井村氏は，労働力の使用価値と賃金とは，必らずしも比例しないとされており，たとえば井村氏は，つぎのようにいわれる。「個々人の賃金が出来高に対応させられるのは，これによって労働支出の増加を刺戟するとともに，種々の労務管理的効果をあげようとする資本の欲求によるものである。それゆえ，かかる対応はこの資本の欲求に合致するかぎりにおいて行なわれるにすぎないのであって，そこに賃金が労働力の使用価値に比例するという『法則』を認めることはできない（①, 164頁）。」（黒川, ②, 112–117頁）。この指摘は一応正当としても，原理論的な論理の抽象水準としては，あえて持ちだすまでもないことであろう。また，前述のように，吉村氏・黒川氏・浜川氏・山本氏は，労働力の価値と賃金との切断を指摘されているが，これは，舟橋氏のここでの敍述の意味が，正しく把握されなかったためである。この限りでは，問題を労働力の使用価値の客観的評価可能にのみ求められた浅野氏が，もっともすぐれているというべきであろう。

(9) 論争参加者は，前述のように，舟橋氏の労働力の使用価値の特殊性の導出の論理過程を無視されており，したがって，このような問題点も無視されている。

2. 複雑労働に関する展開

舟橋氏の，これまでの理論は，労働者階級全体に労働力の価値が適用される，という論理の抽象水準におけるものであり，前節の具体的な展開も，

同じ抽象水準において各生産部門内で問題がとらえられた，とみれるが，舟橋氏は，その抽象水準を進めてさらに具体化をはかっておられ，つぎのようにいわれる。「剰余価値の範疇を明らかにするためには，社会的に実存している平均的労働力の価値を問題にするだけで充分であった。しかし労賃の具体的な問題をあつかう場合は，平均労働力の価値概念だけでは到底まにあわないといってよい(1)。」舟橋氏が，この論理の具体化においてとりあげられるものは，複雑労働であり，したがってまた，複雑労働と簡単労働との関係でもある。そして，ここでも新しい労働の価格の法則が提出されるに至るのであり，本節ではこれを検討したい。

舟橋氏は，まず，つぎのように，基本的観点を示される。「資本家は種々の労働力の再生産に必要な労働時間（したがって労働力の価値）がどうであろうと，同じ価値をうむ労働力を同じ価格で買い，２倍の価値をうむ労働力を２倍の価値で買う(2)。」「複雑労働力は簡単労働力にくらべて同じ時間内に比較的により高い価値において対象化されるから，賃金は高く支払われるわけであり，たとえば複雑労働が簡単労働の２倍の価値をうむとするならば，原理論的には２倍の賃金が支払われるであろう(3)。」ここで，労働力の使用価値の客観的に評価可能，ということが，問題になる。舟橋氏は，つぎのようにマルクスを引用される。「複雑労働は，ただ強められた，あるいは寧ろ倍加された，簡単労働としてのみ意義を持つのであり，かくて，ある少量の複雑労働は，ある多量の簡単労働に等しい。かかる還元が絶えず行なわれていることは経験の示すところである。……種々の種類の労働がそれらの度量単位としての簡単労働に還元されている種々の比率は，生産者たちの背後で一の社会的過程によって確立されるのであり，従って，生産者たちにとっては慣習によって与えられるかに見える(4)。」舟橋氏は、これを根拠に，つぎのようにいわれる。「そのこと〔商品交換の社会的過程〕を媒介にして複雑労働の簡単労働に対する比率の評価，いいかえれば労働力の使用価値の評価が慣習的，経験的に可能になるのである(5)。」つぎに，舟橋氏は，「複雑労働の簡単労

働への還元を律する法則[6]」として，労働力の価値との関係をとりあげられる。ここで，つぎのようにマルクスを引用される。「社会的な平均労働と較べてより高度な・より複雑な・労働たる意義をもつ労働は，より高い養成費がかかっているところの・従って簡単な労働力よりも高い価値をもつところの，ある労働力の発現である。だから，もし労働力の価値がより高いならば，その労働力はまたより高度な労働において発現し，従って同じ時間内に比較的により高い価値において対象化されるのである[7]。」舟橋氏は，これを根拠として，つぎのようにいわれる。「複雑労働が簡単労働よりも高い価値をうむのは，複雑労働力により多くの養成費（育成費）がかかっているために，その価値が高いからである。したがって複雑労働の価格（複雑労働力の使用価値を評価して支払われる価格）は，結局複雑労働力の価値に規定されることになる[8]。」また，舟橋氏は，つぎのように，補捉的説明を行なわれる。「簡単労働と複雑労働の賃金格差を，直接的に労働力の価値の範疇で解かずに，労働の価格の範疇で解いた理由はつぎの点にもとづいている。かりに育成費が高くかかっている価値の高い複雑労働力であっても，それが使用価値を発揮しないかぎりにおいては高い賃金が支払われるわけにはいかない。具体的にいうとたとえば大学を出た技術者が雑役の仕事をしていた場合には，たとえ彼の労働力の価値が高くても雑役に対する賃金しか支払われないのである。このことは，使用価値がなくなれば価値もまたなくなるということからいっても当然なことだといわなければならない[9]。」また，舟橋氏は，労働力の価値と労働の価格との関係について，競争の機構を重視され，これにもつぎのように，補捉的説明を行なわれる。「簡単労働と複雑労働の価格は，資本間の競争，労働者間の競争，資本と労働の競争という三つの競争を通じて形成され，長期的には簡単労働力と複雑労働力の価値によって規定されるのである[10]。」以上が，舟橋氏の，ここにおける論点の大要である。

舟橋氏の，複雑労働力の使用価値の客観的に評価可能の論証が，まず問題である。舟橋氏は，ここで，商品の交換過程を持ちだされ，これを媒介に

して，労働力の使用価値の客観的に評価可能を，導かれている。舟橋氏は，複雑労働力を導入されない前述の理論では，労働力の使用価値の客観的に評価可能の根拠を，それが価値を生むこと，またその生みだされる価値が一様であることに，求めておられた。そこでは商品の価値は商品自体によって評価されるはずであった。だが，複雑労働力の導入にあたり，生みだされる価値の差を問題にせざるを得なくなるにおよんで，舟橋氏は，交換過程を持ちだされる。だが，これは，商品の価値が他の商品によって評価される，ということを意味している。このこと自体は正当である。だが，これは，実は，前述の理論を否定していることであり，まったく異なる方法論を用いていることである。だが，舟橋氏は，このことを認識されない。このことは，おそらく，舟橋氏が，この商品の交換過程を，商品の価値と使用価値との矛盾の展開という正当な意味においてではなく，たんに生みだされた価値の相異を測定するための技術的手段という意味においてしか，認識されていないことを意味するであろう(11)。

舟橋氏は，ともかくこのように，労働力の使用価値の客観的に評価可能を説明され，この労働力の使用価値に比例して，労働の価格が成立する，とされている。ここで，舟橋氏が，労働の価格から分析を始める理由をのべておられる，それが問題である。すなわち，舟橋氏は，労働力の価値が高くても，使用価値を発揮しなければ，高い賃金を支払われないとされ，また「使用価値がなくなれば価値もまたなくなる」と，労働力の価値が，その使用価値に対応して縮小するようにのべておられる。労働力の使用価値に比例して労働力の価値が規定されていることになる。だが，これだけでは，賃率がなんによって規定されるかが，あきらかにならない。これについて，舟橋氏はなにものべておられないが，推測はできる。すなわち，舟橋氏は，簡単労働力について，その労働力の所有者である労働者階級全体と生みだされた価値の全体から賃率を算定され，この賃率を，複雑労働力の使用価値にあてはめられたのであろう。舟橋氏の，ここにおける労働の価格の法則の意味も，

これであきらかになる。複雑労働力の使用価値の客観的に評価可能において，新しく交換過程を提出された舟橋氏は，この労働の価格の法則も，まったく新しく，いわば第3の労働の価格の法則として，提出されているのである。労働力の価値が労働の価格に転化するのではなく，労働の価格が労働力の価値に転化する。だが，舟橋氏は，このことを認識されない。これはまた，転化における舟橋氏の認識の，一般的な弱体を示すものであろう。(12)

ところで，労働力の価値と労働力の使用価値とは比例性があるかどうかが，問題にされねばならない。舟橋氏は，ここで，労働力の価値が高くても，使用価値を発揮しなければ，高い賃金を支払われない，とされている。だが，その使用価値が，社会的標準的に発揮されていることを前提とする以上，労働力の価値が高ければ，それに相応する高い賃金を支払われないなら労働力は購入され得ないはずであり，問題のとらえ方が，これでは逆なのである。ただ，この逆は，舟橋氏が，価値生産物に対する賃率を問題にされ，また複雑労働力を導入されたところから生ずる，論理的に必然的なものである。そして，この逆は，「使用価値がなくなれば価値もまたなくなる」にひきつがれる。この言葉そのものは正当であり，マルクスも指摘するところである。だが，舟橋氏は，この「使用価値」に特殊の意味を与え，「なくなる」を比例性におきかえて，マルクスとは異なる拡張解釈をされている。舟橋氏があげられる具体例において，大学卒業者が雑役労働をする場合，その労働力の価値は雑役労働力の価値となる，ということは正当である。だが，それは，労働力の使用価値が減少して労働力の価値が比例的に減少したというのではなく，雑役労働においてはこういう労働力の価値が成立している，ということなのである。また逆に，大学卒業者がその本来の職業に従事し，その労働力の価値が雑役労働力の価値の2倍であったとして，その生みだされる価値が2倍であるとも，必らずしもいえない。そのためには，べつの論証の方法が必要となるのである。

舟橋氏は，この労働力の価値と労働力の使用価値との比例性について，

このべつの論証の方法を，一応，行なってはおられる。すなわち，舟橋氏は，マルクスの引用文を根拠に，複雑労働力が高い価値を生むのは，育成費がかかっていて労働力の価値が高いからだ，とされている。ここで育成費が指摘されており，それはたしかに重要である。だが，舟橋氏は，これ以上，育成費が含まれれば，なぜ高い価値を生むことになるのか，説明してはおられない。したがって，労働力の価値が2倍になれば，生みだされる価値が2倍になる，という理由も，説明してはおられない。ただマルクスの，労働力の価値と生みだされる価値との比例性の指摘に，よりかかっておられるだけである。だが，マルクスが，ここでこういう指摘をしたのは，その文章の位置からみて，こういう比例性が論理的に存在する，ということをのべるためではなく，複雑労働力を導入しても，労働力の価値と生みだされる価値との関係に本質的相異はおこらないということ，そして複雑労働力を捨象して問題を考察できるということ，をのべるためではないか，と思われる。こうみれば，舟橋氏がマルクスの敍述のみにたよられるのは，無意味だ，ということにもなろう。そして，舟橋氏が，自らその比例性を論証されてもいない以上，ここで舟橋氏は，このマルクスの敍述をたよりに，結局，労働力の使用価値による労働力の価値の規定の妥当性の裏づけを，与えられているにすぎない，ということになる。(13)

ところで，ここで舟橋氏が重視されている，競争の機構が問題である。舟橋氏は，競争の結果として，長期的には，諸水準の労働力の価値と賃金とは一致する，とみられているようである。それはたしかにその通りだが，舟橋氏の論理から，こういう結果が導けるかどうかが，問題である。前述のように，舟橋氏にあっては，資本家も労働者も，生産部門間で剰余価値率を基礎として競争する，ということが，前提となっている。だから，競争の結果として，剰余価値率が一致する，ということはたしかである。だが，それは諸水準の労働力の価値と賃金とが一致する，ということと，関係はない。前述の理論の検討において，労働者階級全体として，労働力の価値と賃金とが

一致していたとしても，個々の生産部門で，労働力の価値と賃金とが，平均的にも分離し得る可能性を指摘した。この難点が，諸水準の労働力の価値を認めるここでは，さらに拡大される。いま，前述の理論と同じように，労働者階級全体として，労働力の価値と賃金とが一致していると，仮定しよう。また，ここで舟橋氏が行なわれているらしいように，各水準の労働力の価値について，生産部門差・労働能力差を捨象し得ると，仮定しよう。だが，このもっともかんたんな場合でさえ，各水準の労働力の価値と賃金とが，一致する，という保証はない。舟橋氏の理論では，各水準の労働力の価値に対し賃金が上下しようと，それが労働者階級全体として相殺され，剰余価値率が同一であるならば，りっぱな均衡状態にあることになる。すなわち，この競争の結果は，舟橋氏の理論において，舟橋氏が期待するものを，導きはしないのである。それでは，この問題点はどこにあるか。それは，舟橋氏が，労働者が生産部門間で労働力の価値を基礎として競争することを無視されたこと，またこれと関連して，諸価値水準の労働力の導入において，労働力市場は全体として統一されながらも，相対的に独立性を有するいくつかのものにわけられ，この各労働力市場を基礎として各生産部門ごとに賃率が成立するという，この関係を正確に把握されていないこと，にあろう。そこで，これを前提に問題を考察すれば，各労働力市場において，賃金と労働力の価値とが一致しているとして，この場合，各生産部門の剰余価値率が一致しているとは限らず，ここで，各資本家は，資本を，より大なる剰余価値率の生産部門へと，移動させるであろう。ただこの資本の移動において，前述の理論の検討の場合には，諸価値水準の労働力を考察する必要はなく，したがって，たんなる需要供給の不均衡の解決を意味するにすぎないが，ここでは事情が異なり，諸水準の労働力の価値と生みだされる価値との関係が，原理論的に必ずしも比例性を持たない，という問題がある。ここで，資本の移動は，たんなる需要供給の不均衡の解決以上の，剰余価値の社会的再分配，という意味をもってくる。そして，こういう意味において，競争の結果として，諸水準

の労働力の価値と賃金とは一致し，剰余価値率は一致するのである。だが，舟橋氏の理論にあって，前述のように，必らずしも，労働力の価値と賃金とが一致するとは限らない。ただ，それにしても，舟橋氏は，競争の結果として，マルクスと同じ状態を想定され，その状態をもって，労働力の価値と生みだされた価値との比例性を，根拠づけられたかったようである。そこで，この方法を一応認めるとしても，この競争の結果としての同一剰余価値率は，剰余価値の社会的再分配を経て成立したものであるために，舟橋氏のいわれるような比例性としては把握され得ないものなのである。だから，舟橋氏が重視されている競争の機構の重視も，舟橋氏の理論の正当性を，少しも示してはいないのである。(14)

舟橋氏は，複雑労働の導入による論理の展開において，労働力の使用価値の客観的に評価可能の証明のために交換過程を持ちだされ，本来のものとは異なる方法論を示され，それに応じて，本来のものとは異なる労働の価格の法則を提出されるに至っている。この労働の価格の法則によれば，複雑労働力の価値は，単純労働力の賃率を基礎に，その生みだした価値によって規定されることになり，労働力の価値を基礎とした本来の法則は，ここでまったく逆転され，本来の法則以上のまちがいを示すのである。舟橋氏は，育成費や競争機構をとりあげ，この難点を回避しようとされてはいる。だが，その努力が成功するはずもなく，舟橋氏が，ここでの法則を本来の法則と区別せずに理解されていることとともに，舟橋氏の理論の弱体は，あきらかであろう。

註

(1) 舟橋，②，310頁。
(2) 舟橋，③，105頁。
(3) 舟橋，③，105頁。
(4) 舟橋，②，305頁〔マルクス，③，128頁〕。
(5) 舟橋，③，106頁。
(6) 舟橋，③，106頁。

(7) 舟橋，③，106頁〔マルクス，③，358-359頁〕。

(8) 舟橋，③，106頁。

(9) 舟橋，③，106-107頁。

(10) 舟橋，③，110頁。

(11) 浅野氏・井村氏は，この舟橋氏の商品等置の問題を，とりあげておられる。浅野氏は，つぎのようにいわれる。「舟橋氏がいう『複雑労働と簡単労働の生産物の等置』とは，生産物価値（または価格）を等置することなのである。しかし，ここで，『評価』しなければならないのは『生産物価値』ではなく，『価値生産物』である。……舟橋氏の『たとえ話』は，生産物が価値通りに販売され，生産物の生産には全然不変資本を要せず，可変資本のみが投下されるという仮定にもとづいている。かかる仮定は，現実を無視したものであり，理論的には問題とならない（①，131-132頁）。」また，井村氏は，つぎのようにいわれる。「価値の生産価格への転化を考えれば，商品の価格の比較を通じては，それぞれの労働力のうみだした価値は比較できないはずである。……右の点を一応度外視しても，たとえば，部分工程を担当する熔鉱職工と精紡工とが，それぞれの商品のどれだけの部分の価値をうんだかを測定する『客観的条件』はないといわねばならない（①，163頁）。」この両氏の批判の共通の難点は，舟橋氏の労働力の使用価値の客観的に評価可能が，商品等置をふくまずそれと矛盾する，ということを認識されていないことにある。だから，舟橋氏の論理にしたがえば，井村氏のいわれる部分行程でも，評価可能なのである。そして，この舟橋氏の前提が承認されるならば，浅野氏の批判は，批判とはならない。商品等置は，浅野氏のいわれるように，たしかに，生産物価値の等置であり，価値生産物の等置ではない。だが，社会的に諸種の商品等置がなされている以上，不変資本の価値部分は判明し，価値生産物も判明するはずである。また，井村氏の生産価格論も，舟橋氏の原理論的な考察が生産価格の導入以前の論理の抽象水準で行なわれている以上，舟橋氏がそれと現実との関連の認識に不明確だ，という点をべつにすれば，批判としては成立しないはずである。

(12) 舟橋氏に対する，労働力の使用価値による賃金決定，という批判は，実はここでこそあてはまる。だが，この点に着目されたのは，吉村氏だけである。吉村氏は，つぎのようにいわれる。「舟橋氏の右の考えは，単純・複雑労働に関する周知の循環論という誹謗に道をひらくものであろう。けだし複雑労働の単純労働への還元比率が商品の交換比率によって規定されるとしても，この商品の交換比率そのものは，もともと複雑労働の単純への還元の比率を前提にしなければならないからである。したがって商品の交換比率によって，複雑労働の単純労働の還元比率が評価可能のように見えるのは，実はもともと労働力の価値差における還元比率が存在するからに外ならない。……前もって確立された交換比率が，商品の交換過程を通じて貫徹（実現）するのである（③，96-97頁）。」吉村氏は，ここで舟橋氏の論理の転倒性を指摘されたのは妥当と

しても，吉村氏自身の論理の積極的展開は，商品の交換比率を労働力の交換比率に基づくものとして両者を同置されてしまうのである。

(13) 浅野氏は，つぎのようにいわれる。「高い価値の労働力（熟練労働力）は低い価値の労働力（不熟練労働力）より多くの価値を生む。しかし，熟練労働力の価値が不熟練労働力の価値の2倍だからといって，前者は後者の2倍の価値を生むのではない。労働力の価値は，労働力の生む価値の量とは独立して変化する。また，労働力の価値を規定する種々な消費資料の価値はそれぞれ独立して変化する。たとえば，穀物の価値の減少によって肉体的再生産の費用が半分になれば，熟練労働力の価値と不熟練労働力の価値の相対的関係は変化するが，両者の生む価値は絶対的にも相対的にも不変のままである（①，132頁）。」この浅野氏の指摘は正当である。ただ，これより一歩を進めて，労働力の価値と生みだされた価値との間に，比例関係のない場合の分析が，示さるべきであったろう。なお，黒川氏は，舟橋氏が，育成費を導入して複雑労働力の賃金を説明されるところから，ここでの舟橋氏の説明を支持されるが（②，136-137頁），これは，本文にのべた理由で，まちがっている。

(14) 論争参加者は，舟橋氏の本来の労働の価格の法則を把握されず，したがって，複雑労働の導入における着眼点の欠除とともに，この競争機構の問題点を無視されることになる。

結　　論

舟橋氏は，同一労働同一賃金の原則の基礎理論として，労働力の価値を基礎とし，労働力の使用価値と賃金とが比例すると説く，労働の価格の法則を提出された。ところで，この労働の価格の法則は，そもそも出発点において，この原則のまちがった基本視角から構成されたものであった。すなわち，舟橋氏は，過去の理論を批判されるにあたり，労働力の価値分割を基礎理論に含め得ることを主張された。だが，それは，この原則が労働力の価値分割という現実を基礎に，それに対する抵抗としての労働者階級の要求であることを，無視したものであった。また，舟橋氏は，この原則が資本主義社会の発展とともに発展するとされ，また労働者階級の闘争により実現可能であるともされた。だが，舟橋氏が法則の基礎とされる労働力の価値は，資本主義社会の独占段階において，むしろその発展とともに実現されなくなるものであり，舟橋氏におけるこの原則の発展・実現可能は，この労働力の価値の実現可能

を前提に，それを没却して，賃率均衡化を問題にするところにこそ支えられていた。そもそも，この原則が，この労働力の価値の実現を窮極の目標としながら，それを直接問題にはせずそれに近づくための手段としての，労働者階級の賃金上昇の要求である，ということは，ここでまったく無視されたのであった。

ところで，それでは，舟橋氏の労働の価格の法則そのものはどうか。この理論は，労働力の価値の労働の価格への転化における実質的変化の説明として提出され，資本家的生産の特殊性を出発点として，資本と労働との交換の特殊性を通じ，労働力の使用価値の特殊性が導かれており，この論理過程において，労働力の特殊性は無視され，労働力の価値の労働の価格への転化における労働力の価値という本質の労働の価格という現象形態における隠蔽も無視された。労働力の使用価値のみが，価値を生みだすものとして，客観的に評価可能なものとして，マルクスとは逆の意味づけをもってとりだされた。そして，労働力の価値を基礎に，この労働力の使用価値を論理の媒介項とする，労働の価格の法則が構成され，労働力の価値が労働者階級全体に対して適用されるのはともかく，賃率も労働者階級全体に適用され，賃金は労働能力に応じて配分され，マルクスにおける生産部門ごとの賃率は否定された。

さらに，舟橋氏は，この労働の価格の法則の具体的な展開をはかられ，そこでより以上のまちがいに陥られた。すなわち，労働力の売買の特殊性が指摘され，それから賃金のあと払いが導かれ，ここでは，生産部門内で賃率が考察され，労働能力に代って労働支出量がとりあげられた。それ自体はたしかにマルクスの考察した問題ではあったが，ここにおける新たな労働の価格の法則の展開は，結局本来の法則と同じまちがいを引きつぎ，また，この法則が本来の法則と区別されないことによって，結局それは舟橋氏自身の理論の矛盾の深化を示すものにほかならなかった。また複雑労働が導入され，新しく交換過程を通ずる労働力の使用価値の評価が問題にされ，複雑労働力の価値が，その生みだした価値によって規定されるとする，新たな労働の価

格の法則が提出された。それ自身重要なまちがいを含み，そしてこれも本来の法則との相異は認識されず，舟橋氏自身の理論の矛盾は，ここにますますあきらかにされた。

舟橋氏の労働の価格の法則は，その理論が，このようにまちがっているだけではなく，同一労働同一賃金の原則と，まったくなんの関係もないものである。その基本視角において，すでに，労働者階級のこの原則の要求から労働力の価値を実質的に没却させ，また，価値分割を含ませる，というあやまりをおかしたこの理論は，結局，労働能力の差に応ずる賃率均衡化の理論として，またその展開された形においても，労働支出量の大小に応ずる賃金の大小の理論として，また，労働力の生みだした価値による賃金の規定の理論として，構成されているにすぎない。だが，同一労働同一賃金の原則とはこのようなものではない。この原則は，賃金の労働力の価値以下への引下げと賃金差別という現実の中で，同じような労働をしている低い賃金の労働者を高い賃金の労働者にあわせ，賃金水準の上昇をねらう，労働者階級の要求である。このことが，重ねて強調されなければならない。